

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件(以下「第1事件」という。)、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件(以下「第2事件」という。)、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件(以下「第3事件」という。)

国側当事者・国(麻布税務署長事務承継者渋谷税務署長)

令和元年6月27日認容・控訴

判 決

原告	A合同会社
同代表者代表社員	B
職務執行者	甲
同訴訟代理入弁護士	別紙1 代理人等目録記載1のとおり
同訴訟復代理人弁護士	別紙1 代理人等目録記載2のとおり
同補佐人税理士	別紙1 代理人等目録記載3のとおり
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	麻布税務署長事務承継者 渋谷税務署長 三木 信博
指定代理人	別紙1 代理人等目録記載4のとおり

主 文

- 麻布税務署長が平成24年3月27日付けで原告に対してした、次の(1)から(3)までの処分をいずれも取り消す。
  - 原告の平成20年10月●日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス10億7026万4862円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金10億7026万4862円を下回る部分
  - 原告の平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額2億9222万0389円を超える部分及び納付すべき法人税額6286万7700円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
  - 原告の平成22年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額18億8020万7363円を超える部分及び納付すべき法人税額5億5276万3400円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 麻布税務署長が平成29年2月24日付けで原告に対してした、原告の平成23年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成30年1月29日付け減額再更正後のもの。)のうち、所得金額9億2411万4407円を超える部分及び納付すべき法人税額2億5304万2100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、同日付け変更決定による変更後のもの。)をいずれも取り消す。
- 麻布税務署長が平成30年2月27日付けで原告に対してした、原告の平成24年1月1日から同

年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額4億3408万2724円を超える部分及び納付すべき法人税額1億2998万3900円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

#### 1 第1事件

主文第1項と同旨

#### 2 第2事件

主文第2項と同旨

#### 3 第3事件

主文第3項と同旨

### 第2 事案の概要等

#### 1 用語

本件で用いる主な略称（後記の法人名及び国名を除く。）は別紙2のとおりであり、関係法令の定めは別紙3のとおりであり、法人名の略称は別紙4のとおりである。なお、以下、フランス共和国を「フランス」、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国を「英国」、オランダ王国を「オランダ」、アメリカ合衆国を「米国」、ドイツ連邦共和国を「ドイツ」という。

#### 2 事案の概要

音楽事業を目的とする日本法人である原告は、本件各事業年度（平成20年12月期から平成24年12月期まで）に係る法人税の確定申告において、同族会社である外国法人からの借入れに係る支払利息の額を損金の額に算入して申告したところ、麻布税務署長（処分行政庁）は、同支払利息の損金算入は原告の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法132条1項に基づき、その原因となる行為を否認して原告の所得金額を加算し、本件各事業年度に係る法人税の各更正処分及び平成20年12月期を除く各事業年度に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした（本件各更正処分等）。

本件（第1～第3事件）は、原告が、上記借入れは原告を含むグループ法人の組織再編の一環として行われた正当な事業目的を有する経済的合理性がある取引であり、本件各更正処分等は法人税法132条1項の要件を欠く違法な処分であると主張して、被告を相手に、本件各更正処分等の取消しを求める事案である（なお、第1事件は平成20年12月期から平成22年12月期まで、第2事件は平成23年12月期、第3事件は平成24年12月期の各事業年度に係るものである。）。

#### 3 前提事実（証拠等の掲記がない事実は、当事者間に争いが無い。）

##### （1）原告及び主なCグループ法人

###### ア 原告

原告は、平成20年10月●日にB（後記エ）を完全親会社として設立された音楽事業を目的とする日本法人（合同会社）であり、C（後記ウ）の間接的な完全子会社であって、法人税法2条10号の同族会社に当たる。

###### イ D

D（D株式会社）は、昭和56年9月●日に設立された音楽事業を目的とする日本法人であり、

Cの間接的な完全子会社であったが、平成21年1月●日の本件合併（後記（4）ク）により、原告に吸収合併されて解散した。Dは、E、F株式会社、G株式会社のほか、他の事業体に対する少数株主持分を有していた（甲17）。

ウ C

C（C）は、メディア事業、テレビ事業、映画事業、音楽事業等を行うCグループ法人における究極の親会社であり、フランス法人である。

エ B

B（B）は、オランダに所在するCグループ法人であり、平成20年（2008年）9月●日に設立された中間持株会社であって、同年10月●日に完全子会社である原告を設立した（後記（4）アの本件設立）。

オ H

H（H）は、オランダに所在するCグループ法人であり、昭和36年（1961年）10月●日に設立された中間持株会社であって、Dが原告に買収される（後記（4）エの本件買収）まで同社の直接の親会社であった。

カ I

I（I）は、英国に所在するCグループ法人であり、Bの完全親会社であって、持株会社かつ金融会社である。

キ J

J（J）は、オランダに所在するCグループ法人であり、Hの完全親会社であって、持株会社である。

ク K及びL

K（K）及びL（L）は、フランスに所在するCグループ法人である。

## （2）Cグループの資本関係

Cグループ法人のM部門における本件組織再編取引の前の主な資本関係は、以下のア～ナのとおりであり、これを図示すると別紙5のとおりである（甲17、19、24、76、弁論の全趣旨）。以下のア～ナにおいて、「持分」とは、株式等の会社持分のことを示し、別紙5において、矢印はその先の法人について株式又は持分を有していることを示し（点線の矢印は、途中の法人の記載を省略した間接的な資本関係を示す。）、矢印に付された丸囲いの数字はその持株比率又は出資比率を示している。

ア C（前記（1）ウ）は、米国法人であるNの持分を100%保有していた。

イ Nは、米国法人であるM（M）の持分を100%保有していた。

ウ Mは、米国法人であるOの持分を100%保有し、また、オランダ法人であるP（P）の持分を100%保有していた。

エ オランダ法人であるQ（Q）について、Pは持分を95.4%保有し、Oは持分を4.6%保有していた。

オ Qは、ドイツ法人であるRの持分を間接的に100%保有していた。

カ フランス法人であるL（前記（1）ク）について、Qは持分を70%保有し、Rは持分を30%保有していた。

キ Qは、オランダ法人であるSの持分を100%保有していた。

ク Sは、オランダ法人であるTの持分を100%保有していた。

ケ Tは、オランダ法人であるU（U）の持分を100%保有していた。  
コ フランス法人であるK（前記（1）ク）について、Qは持分を6%保有し、Tは持分を29%保有し、Uは持分を65%保有していた。  
サ Uは、オランダ法人であるV（V）の持分を100%保有していた。  
シ Vは、日本法人であるW（株式会社W）の持分を100%保有していた。  
ス Uは、オランダ法人であるJ（前記（1）キ）の持分を100%保有していた。  
セ Jは、オランダ法人であるH（前記（1）オ）の持分を100%保有していた。  
ソ Hは、日本法人であるD（前記（1）イ）の持分を100%保有していた。  
タ Dは、日本法人であるE（株式会社E）の持分を100%保有していた。  
チ Uは、英国法人であるI（前記（1）カ）の持分を100%保有していた。  
ツ Iは、英国法人であるX（X）の持分を、間接的に100%保有していた。  
テ Iは、英国法人であるY（Y）の持分を100%保有していた。  
ト Yは、日本法人であるZ（株式会社Z）の持分を100%保有していた。  
ナ Iは、英国法人であるa（a）の持分を、間接的に100%保有していた。

### （3）本件再編成等スキーム

Cグループは、遅くとも平成20年（2008年）7月23日までに、日本の関連会社の組織再編等を目的とした本件再編成等スキームを作成し（乙15）、これに基づき後記（4）及び（5）のとおり本件組織再編取引及び本件財務関連取引（本件組織再編取引等）が実行された。

### （4）本件組織再編取引（以下ア～ケの各行為）

#### ア Bの設立と本件設立

Iは、平成20年（2008年）9月●日、Bを完全子会社として設立し、Bは、同年10月●日、原告を完全子会社として200万円の資本金により設立した（本件設立）。

#### イ 本件増資

原告は、平成20年（2008年）10月29日、Bから295億円の追加出資を受けた（本件増資）。

#### ウ 本件借入れ（本件貸付け）

（ア）原告とKは、平成20年（2008年）10月29日、以下のa～eの概要による金銭消費貸借契約を締結した（乙17）。

a 貸手（K）は、契約締結日に借入金額（866億6132万円）を借り手（原告）に交付する。

b 借入金額は、本件各日本法人（D、W及びZ）の株式の購入代金及びその関連費用にのみ使用される。

c 利息の利率は、平成26年（2014年）10月29日までの間は年6.8%、同日以降は年5.9%とする。

d 借り手（原告）は、平成40年（2028年）10月29日に借入金残額及び経過利息等を返済する。

e 借り手（原告）は、平成21年（2009年）10月29日までであれば、300億円を限度として、借入金の一部を返済することができ、平成26年（2014年）10月29日以降においては、いつでも借入金の全部又は一部の返済をすることができる。

（イ）原告は、平成20年（2008年）10月29日、上記（ア）の金銭消費貸借契約に基づ

き、Kから866億6132万円の交付を受けた（本件借入れ）。

#### エ 本件買収

(ア) D株式の株式価値算定分析（乙19）の結果、平成20年（2008年）8月31日時点における同株式の評価額の総額は1144億1900万円とされた。

(イ) 原告とHは、平成20年（2008年）10月29日、Hが保有するD株式の売買に関し、以下の概要による契約を締結した（乙20）。

a 売手（H）は、買手（原告）に対し、Dの全発行済株式である94万7000株を売却する。

b 上記株式の売買価格は1144億1800万円とする。

(ウ) 原告は、平成20年（2008年）10月29日、上記（イ）の契約に基づき、Hに対して1144億1800万円を支払い、D株式を取得した（本件買収）。

#### オ 本件W買収

(ア) W株式の譲渡

原告とVは、平成20年（2008年）10月29日、Vが保有するW株式の売買に関し、以下の概要による契約を締結した（乙27）。

a 売手（V）は、買手（原告）に対し、Wの全発行済株式である500株を売却する。

b 上記株式の売買価格は14億6900万円とする。

(イ) 原告は、平成20年（2008年）10月29日、上記（ア）の契約に基づき、Vに対して14億6900万円を支払い、W株式を取得した（本件W買収）。

#### カ 本件Z買収

(ア) 原告とYは、平成20年（2008年）10月29日、Yが保有するZ株式の売買に関し、以下の概要による契約を締結した（乙29）。

a 売手（Y）は、買手（原告）に対し、Zの全発行済株式である9000株を売却する。

b 上記株式の売買価格は2000ポンドとする。

(イ) 原告は、平成20年（2008年）10月29日、上記（ア）の契約に基づき、Yに対して2000ポンドに相当する32万円を支払い、Z株式を取得した（本件Z買収）。

#### キ 本件b設立

原告は、平成20年11月●日、資本金100万円で、b（b合同会社）を設立した（本件b設立。甲14、弁論の全趣旨）。

#### ク 本件合併

(ア) 原告とDは、平成20年11月10日、原告を存続会社とし、Dを消滅会社として吸収合併する旨の、以下の概要による契約を締結した（乙22）。

a 合併の効力が生ずる日は平成21年1月●日とする。

b 原告は、合併の効力発生日に、Dの資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

(イ) 原告は、上記（ア）の契約に基づき、平成21年1月●日、Dを吸収合併し、これによりDは消滅した（甲9、本件合併）。

(ウ) 原告は、本件合併によりDの資産、負債及び利益剰余金を引き継ぐとともに、合併により消滅するD株式について、平成20年12月31日時点のD株式の価額である1144億3196万2396円から、Dの資本金及び資本準備金の合計額である68億1100万円を差し引いた1076億2096万2396円を、抱合い株式消滅損失として消却処理した

(乙10、23)。

ケ 本件b合併

b、W及びEは、bを存続会社とし、W及びEを消滅会社とする吸収合併に係る契約を締結し、平成21年7月●日に合併の効力が生じたことにより消滅会社である同2社は消滅した(甲15、甲16。本件b合併)。

コ 本件組織再編取引によって変更されたCグループ法人の資本関係は以下の(ア)～(エ)のとおりであり、本件組織再編取引直後の各法人の資本関係を図示すると別紙6のとおりである(甲19、24、弁論の全趣旨)。

(ア) 英国法人であるIは、オランダ法人であるBの持分を100%保有することとなった。

(イ) Bは、日本法人である原告の持分を100%保有することとなった。

(ウ) 原告は、日本法人であるb及びZの持分をそれぞれ100%保有することとなった。

(エ) H、V及びYは、いずれも日本法人の持分を有さないこととなった。

(5) 本件財務関連取引

平成20年(2008年)10月29日に実行された、本件組織再編取引に係る資金面に関する取引(本件財務関連取引)は以下のとおりであり(甲18、19、21、22)、これを図示すると別紙7のとおりである。なお、別紙7において四角囲いされた資金移動が、本件資金決済(後記(6))に係る取引である。

ア 本件増資の原資に係る資金の流れ

本件増資(前記(4)イ)においてBが原告に対し追加出資した295億円の原資に係る、平成20年(2008年)10月29日の資金の流れは以下のとおりである。

(ア) CはLに対し、LはXに対し、現実の資金移転を伴わない短期関係会社勘定により、順に1億9995万4332.16ポンドを送金した。

(イ) XはIに対し、上記(ア)の1億9995万4332.16ポンドを、現実の資金移動を伴わない出資として送金した。

(ウ) IとCは、Iの上記(イ)の1億9995万4332.16ポンドと、Cの同額のポンドに相当する2億4719万2894.25ユーロを交換する、現実の資金移動を伴わない両替を実行した。

(エ) IはBに対し、上記(ウ)の2億4719万2894.25ユーロを、現実の資金移動を伴わない出資として送金した。

(オ) BとCは、Bの上記(エ)の2億4719万2894.25ユーロと、Cの同額のユーロに相当する295億円を交換する、現実の資金移動を伴う両替を実行した。

(カ) Bは原告に対し、上記(オ)の295億円について、現実の資金移動を伴う払込みをした(本件増資)。これにより、原告は、本件増資に基づく295億円を保持するに至った。

イ 本件貸付けの原資に係る資金の流れ

Kの原告に対する本件貸付け(前記(4)ウ)の原資に係る、平成20年(2008年)10月29日の資金の流れは以下のとおりである。

(ア) 866億6132万円のうち555億5957万円について

a CはLに対し、LはKに対し、現実の資金移動を伴わない短期関係会社勘定として、順に4億6555万6980.06ユーロを送金した。

b KとCは、Kの上記aの4億6555万6980.06ユーロと、Cの同額のユーロに

相当する555億5957万円を交換する、現実の資金移動を伴う両替を実行した。

c Kは原告に対し、上記bの555億5957万円を、現実の資金移動を伴う貸付けとして送金した（本件貸付けの一部）。

(イ) 866億6132万円のうち300億円について

a CはLに対し、LはKに対し、現実の資金移動を伴う短期関係会社勘定として、順に300億円を送金した。

b Kは、原告に対し、上記aの300億円を、現実の資金移動を伴う貸付けとして送金した（本件貸付けの一部）。

(ウ) 866億6132万円のうち11億0175万円について

a CはLに対し、LはKに対し、現実の資金移動を伴わない短期関係会社勘定として、順に923万2026.14ユーロを送金した。

b KとCは、Kの上記aの923万2026.14ユーロと、Cの同額のユーロに相当する11億0175万円を交換する、現実の資金移動を伴わない両替を実行した。

c Kは原告に対し、上記bの11億0175万円を、現実の資金移動を伴う貸付けとして送金した（本件貸付けの一部）。

ウ 本件買収による代金支払後の資金の流れ

本件買収（前記（4）エ）により原告からHに対して支払われた代金1144億1800万円について、その支払後の資金の流れは以下のとおりである。

(ア) HとCは、Hの1144億1800万円と、Cの同額の円に相当する9億5875万6494.05ユーロを交換する、現実の資金移動を伴う両替を実行した。

(イ) a Hは、Uに対して、上記（ア）の9億5875万6494.05ユーロのうち4億8292万3460.10ユーロを、現実の資金移動を伴わない貸付けとして送金した。

b Uは、上記aの4億8292万3460.10ユーロを、Kに対して、現実の資金移動を伴わない貸付けの返済として送金した。

(ウ) a Hは、上記（ア）の9億5875万6494.05ユーロのうち4億7583万3033.95ユーロを、Qに対して、現実の資金移動を伴わない貸付けとして送金した。

b Qは、上記aの4億7583万3033.95ユーロのうち4億0932万3498.58ユーロを、Kに対して、現実の資金移動を伴わない貸付けの返済として送金した。

c Qは、上記aの4億7583万3033.95ユーロのうち6650万9535.37ユーロを、Lに対して、現実の資金移動を伴わない短期関係会社勘定の返済として送金した。

(エ) Kは、上記（イ）bの4億8292万3460.10ユーロ及び上記（ウ）bの4億0932万3498.58ユーロを合算した8億9224万6958.68ユーロを、Lに対して現実の資金移動を伴わない短期関係会社勘定として送金した。

(オ) Lは、上記（ウ）cの6650万9535.37ユーロ及び上記（エ）の8億9224万6958.68ユーロを合算した9億5875万6494.05ユーロを、Cに対して現実の資金移動を伴わない短期関係会社勘定として送金した。

エ 本件W買収による代金支払後の資金の流れ

本件W買収（前記（4）オ）により原告からVに対して支払われた代金14億6900万円について、その支払後の資金の流れは以下のとおりである。

- (ア) VとCは、Vの14億6900万円と、Cの同額の円に相当する1230万9368.19ユーロを交換する、現実の資金移動を伴わない両替を実行した。
- (イ) Vは、上記(ア)の1230万9368.19ユーロを、Qに対して現実の資金移動を伴わない貸付けとして送金した。
- (ウ) Qは、上記(イ)の1230万9368.19ユーロを、Lに対して現実の資金移動を伴わない短期関係会社勘定として送金した。
- (エ) Lは、上記(ウ)の1230万9368.19ユーロを、Cに対して、現実の資金移動を伴わない短期関係会社勘定として送金した。
- (6) 本件資金決済

- ア 平成20年(2008年)10月22日、d銀行渋谷明治通支店において、C、V、H、B、L、K及び原告の名義の各預金口座(本件各口座)が開設された。本件各口座の開設は、全てDの従業員1名により、残高を0円として行われた。
- イ 平成20年(2008年)10月29日、本件財務関連取引の一環として、d銀行渋谷明治通支店における日中資金立替により、本件各口座間で、次表のとおり、Cグループ内の送金を行う資金決済が行われた(本件資金決済)。なお、以下の表における「処理時間」とは送金が行われた時間であり、「送金元口座名義人」欄の「C(e)」とはe銀行に開設された既存のC名義の預金口座であり、「送金先口座名義人」欄の「X」とは既存のX名義の預金口座である。

処理時間	送金元口座 名義人	送金先口座 名義人	送金額	乙号証
9時10分	C	K	11億0175万円	52の1、2
9時12分	C	B	295億円	53の1、2
9時13分	C	K	555億5957万円	54の1、2
9時15分	C	L	300億円	55の1、2
9時28分	L	K	300億円	56の1、2
9時30分	B	原告	295億円	16の1、2
9時50分	K	原告	866億6132万円	18の1、2
10時 1分	原告	V	14億6900万円	28の1、2
10時42分	V	C	14億6900万円	57の1、2
10時48分	原告	H	1144億1800万円	21の1、2
11時16分	H	C	1144億1800万円	58の1、2
13時17分	C(e)	C	2億7432万円	60
時間不明	原告	X	32万円	30

ウ 本件各口座のうち、K名義及び原告名義の預金口座を除く5口座は、平成21年（2009年）4月16日から平成22年（2010年）4月30日までの間に解約された。

エ 本件資金決済の結果、上記アの原告名義の預金口座には、295億円及び866億6132万円の合計1161億6132万円が入金される一方、14億6900万円、1144億1800万円及び32万円が出金されたため、その残高は2億7400万円となった。

(7) 本件借入れに係る返済等

ア 原告は、平成21年（2009年）3月31日、Kに対して307億8030万円を送金し、そのうち300億円を本件借入れに係る元金の返済とし、7億8030万円を本件借入れに係る利息の返済とする経理処理をした。

イ 本件各事業年度において、原告が損金の額に算入した支払利息（本件利息）の額、原告が本件借入れに基づき実際に支払った利息の額及び未払利息の残額は、次表のとおりである（乙10、11、32～34、71、72、79、80）。

	本件利息の額	実際支払額	未払利息残額
平成20年12月期	10億4763万9069円	0円	10億4763万9069円
平成21年12月期	44億1081万6562円	47億7348万3229円	6億8497万2402円
平成22年12月期	39億0648万3229円	39億0648万3229円	6億8497万2402円
平成23年12月期	39億0648万3228円	39億2788万8616円	6億6356万7014円
平成24年12月期	38億1329万7033円	38億5233万6090円	6億2452万7957円

(8) 本件訴えの提起に係る経緯

ア 第1事件の提起に至る経緯

(ア) 原告は、平成20年12月期から平成22年12月期までの各事業年度の法人税について、別表1記載1～3の「確定申告」欄のとおり、青色の確定申告書を法定申告期限（いずれも法人税法75条の2第1項の規定により1か月間延長されたもの。以下同じ。）までに提出した。

(イ) 麻布税務署長は、原告に対し、平成24年3月27日付けで、別表1記載1～3の「更正等」欄のとおり、平成20年12月期更正処分、平成21年12月期更正処分及び同賦課決定処分、平成22年12月期更正処分及び同賦課決定処分をした。

(ウ) 原告は、平成24年5月22日、国税不服審判所長に対し、上記(イ)の更正処分等を不服として審査請求をした。

(エ) 国税不服審判所長は、平成27年2月2日、上記(ウ)の審査請求を棄却する旨の裁決をした。

(オ) 原告は、平成27年7月31日、第1事件に係る訴えを提起した。

イ 第2事件の提起に至る経緯等

(ア) 原告は、平成23年12月期の法人税について、別表3の「確定申告」欄のとおり、青色の確定申告書を法定申告期限までに提出した。

- (イ) 麻布税務署長は、原告に対し、平成29年2月24日付けで、別表3の「更正等」欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。
- (ウ) 原告は、平成29年4月13日、国税不服審判所長に対し、上記(イ)の更正処分等を不服として審査請求をした。
- (エ) 原告は、平成29年10月31日、上記(ウ)の日から3か月を経過しても裁決がない(行政事件訴訟法8条2項1号)として、第2事件に係る訴えを提起した。原告は、同年1月28日、上記(ウ)の審査請求を取り下げた。
- (オ) 麻布税務署長は、前記(イ)の各処分における所得金額に誤りがあり(なお、本件の争点とは関係しない誤りである。)、法人税及び過少申告加算税の各税額が過大であったことから、平成30年1月29日付けで、別表3の「減額更正等」欄のとおり、平成23年12月期の法人税に係る減額再更正及び過少申告加算税の変更決定をした。
- (カ) 原告は、平成30年3月20日の第2事件第1回口頭弁論期日において、取消しを求める更正処分につき同年1月29日付け減額再更正後のもの(平成23年12月期更正処分)とし、取消しを求める賦課決定処分につき同日付け変更決定による変更後のもの(平成23年12月期賦課決定処分)とする旨の訴えの変更をした。

#### ウ 第3事件の提起に至る経緯等

- (ア) 原告は、平成24年12月期の法人税について、別表5の「確定申告」欄のとおり、青色の確定申告書を法定申告期限までに提出した。
- (イ) 麻布税務署長は、平成30年2月27日付けで、別表5の「更正等」欄のとおり、平成24年12月期更正処分及び同賦課決定処分をした。
- (ウ) 原告は、平成30年4月17日、国税不服審判所長に対し、上記(イ)の更正処分等を不服として審査請求をした。
- (エ) 原告は、平成30年10月15日、上記(ウ)の日から3か月を経過しても裁決がない(行政事件訴訟法8条2項1号)として、第3事件に係る訴えを提起した。原告は、同年1月2日、上記(ウ)の審査請求を取り下げた。

#### 4 争点

本件の争点は本件各更正処分等の適法性であり、具体的には、法人税法132条1項の適用に関し、次の点が争われている。

- (1) 法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の該当性
- (2) 原告の本件各事業年度における所得金額及び納付すべき法人税額

#### 5 争点に関する当事者の主張の要旨

争点に関する当事者の主張の要旨は、別紙8のとおりである。また、被告が本件に関して主張する課税の根拠及び計算は別紙9のとおりであるが、上記争点に関する点を除き、原告はこれを争うことを明らかにしていない。

#### 第3 当裁判所の判断

当裁判所は、原告による本件借入れが行われる原因となった、Cグループが設定した本件8つの目的及びこれを達成する手段としての本件組織再編取引等は、同グループ全体にとっても、また原告にとっても、経済的合理性を欠くものと認めることはできないから、本件借入れは法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少

させる結果となると認められるもの」に該当するとはいえず、これに該当することを前提としてされた本件各更正処分等は違法であるので、原告の請求はいずれも理由があり認容すべきものと判断する。その理由の詳細は、以下のとおりである。

## 1 認定事実

### (1) Cグループにおける企業買収の経緯等

ア フランスに本社を置くCは、タレント発掘からコンテンツの制作や配信に至るまでを手掛ける総合メディア・コンテンツ企業であり、Cグループにおける究極の親会社であって、直接又は間接の子会社は70か国に所在する約1000社に及ぶ。同グループの事業は、音楽事業のほか、メディア事業、テレビ事業、映画事業などである。

イ Cグループにおける音楽事業は、平成12年(2000年)12月に行われたCとカナダ法人であるfとの合併により開始された。すなわち、fグループは、音楽事業を行うgグループをその傘下に有していたところ、さらに、平成10年(1998年)6月、オランダ法人であるh社から、Uグループにおける親会社であるi(i)を買収し、同グループをgグループに統合した。Uグループは、jを有していたm社と、nを有していたh社が昭和37年(1962年)に立ち上げた合弁事業に起源を有する、当時世界最大の音楽会社グループであり、同グループとの統合によって、gグループは世界最大の音楽会社グループとなった。

こうして、Cグループは、Cとfとの合併により、上記のUグループとの統合後のgグループを取り込むこととなり、その音楽事業は、後のM(M)であるq(q)を最上位とする子会社群(M部門)が担うこととなった。日本法人であるD(D株式会社)は、gグループのレコード音楽会社であり、E(株式会社E)はその子会社である音楽出版会社であって、いずれも上記合併を機にCグループに属することとなったものである。

ウ Cグループは、その後、さらに次の企業買収を実施した。

平成18年(2006年)9月から平成19年(2007年)5月にかけて行われた米国法人であるr(r)の買収では、20か国以上に所在する被買収会社及びその子会社をM部門の子会社が取得した。これにより、被買収会社の子会社であった日本法人のW(株式会社W)は、Uの完全子会社であるV(V)の完全子会社となった。

また、平成19年(2007年)9月に行われた英国法人であるY(Y)の買収では、同社をUの完全子会社であるI(I)の完全子会社とした。これにより、Yの完全子会社であるZ(株式会社Z)も、Iの間接的な完全子会社となった。

なお、上記イのようなUグループとの統合の経緯から、gグループにおいては、オランダの関連会社が、米国以外の全ての外国で設立された会社の株主となっており、企業買収等の資金を借入れにより調達した結果、平成17年(2005年)及び平成18年(2006年)に金融負債が急激に増加した。

エ 以上を含む各買収の結果、CグループのM部門の子会社数は増加し、平成18年(2006年)には374社であったのが平成19年(2007年)には595社となり、また、買収後のグループ内の資本関係も複雑なものとなった。そのため、Cグループでは、法人数を減らすとともに、複雑化した資本関係を整理するための組織再編が進められ、平成24年(2012年)にはM部門の子会社数は506社まで減少した。その後、同年におけるtの買収により669社に増加したものの、平成27年(2015年)には再び568社まで減少している。

また、平成16年(2004年)には、CとDとの間に持株会社が21階層存在していたが、

上記のような組織再編が進められた結果、平成19年（2007年）には11階層となり、本件組織再編取引が行われる前の平成20年（2008年）9月には9階層となっていた。その後、平成27年（2015年）には、4階層まで減少している。

CグループのM部門において以上のような組織再編を行う際に採られていた基本方針は、①法人格を持つ組織の数を減らすこと、②1つの国に1つの持株会社（統括会社）を設置し、その傘下に事業会社等を所属させること、③各国の会社に適切なレベルの負債を配分する（各国のグループ内で資本と負債のバランスを適正にする）ことであった。

オ CグループのM部門では、北米及び南米における音楽事業については米国の関連会社が業務管理を統括しているのに対し、これらを除く地域における音楽事業については、英国法人であるa（a）が業務管理を統括しており、したがって、本件各日本法人（D、W、Z）に対する事業遂行上の指揮監督も、aが行っていた（なお、aは同じく英国法人であるIの間接的な完全子会社であるが、Iは持株会社であり自ら業務管理を行わないため、資本関係では同社より下位にあるaが業務管理の統括会社となっている。）。

（以上ア～オにつき、前提事実（1）、甲73、76、96、乙15、61）

## （2）Cグループにおける資金管理

ア Cグループでは、資金集中管理制度（CMS）を採用しており、外部の金融機関からの借入れ等の金融取引は一括してCが実行し、Cグループ法人が資金調達等をする場合は、CグループにおけるCMSの統括会社であるL（L）又はK（K）との間で金融取引を実行することとされていた。これは、Cグループ法人が個別に外部の金融機関等と取引を行い、資金調達をしようとするれば、与信審査も法人ごとに行われることとなり、調達できる資金にも各法人の信用に応じて限りがあるが、Cが一括して必要な資金を調達すれば、Cの信用力（その背景には、Cグループ全体の信用力がある。）を利用して、大規模な資金調達をすることができることとなり、資金調達をしようとする当該法人の与信審査を経ることなく機動的に必要な資金調達を行うことができるなど、法人ごとに資金調達をするよりもメリットが大きいためであった。また、CMSにより、グループ法人の余剰資金につき、L等を通じてCに集中させることによって、より有利な資金運用を行うというメリットもあった。（甲22、73、76、乙51、61）

イ 一般に、企業グループにおいて導入されるCMSでは、プーリングサービス（グループ内の統括会社の銀行口座とグループ法人の銀行口座の間で、資金移動を自動的に行うこと）、定期性貸借（返済期限が定められた貸借について、グループ法人が申請して統括会社が承認する流れを経て、グループ内で管理すること）、ネットィング（グループ法人間の支払を、銀行を通さず統括会社・グループ法人間の貸借に付け替えて清算すること）などがあるとされている。また、CMSを導入する効果としては、①所用資金量の低減に関する効果、②資金調達のコストの低減、資金運用の合理化、振込手数料の削減など、資金効率の向上に関する効果、③資金関連の事務処理工数の軽減、連結決算業務の合理化など、財務・経理業務の合理化に関する効果、④財務リスクの集中管理、運営の標準化による業務や品質の向上など、リスク管理の高度化に関する効果があるとされている。

これらのうち、上記①に係る所用資金量の低減の効果とは、CMSを導入することで、グループ法人間における資金余剰と資金不足とを相殺して、グループ全体の所用資金量を低減させる効果であるとされ、上記②に係る資金運用の合理化の効果とは、グループ法人の余剰資金を集中させることで、より有利な資金運用を行うことが可能になる効果であるとされている。

(以上につき、甲77)

ウ Dは、Lとの間で、平成18年(2006年)1月13日、本件CMS合意をし、Lが統括会社として運営するCグループのCMSに参加した。本件CMS合意で確認又は合意された主な内容は、以下の(ア)～(エ)のとおりである。(甲78)

(ア) Lは、契約に基づくプーリングサービスを構築し、Cグループ法人にこれを提供しているところ、Dは、これにより、その余剰資金をLにおける当座勘定に預け入れ、又は事業活動のために必要な資金を短期貸付けによりLから借り入れることができる。

(イ) Lは、Cとの間で与信協定を締結しており、これに基づきCから借り入れた資金を、Dが借り入れることができる。

(ウ) 上記の預入れや借入れには、Lが用いる指標金利にCが定めるスプレッドを上乗せした率の利息を付す。

(エ) M部門の子会社間でネットィングを実行する。

エ 本件組織再編取引等の前において、DはLに対し、本件CMS合意に基づいて余剰資金363億3700万円を預け入れ、LはCに対し、同額を短期関係会社勘定(短期貸付け)により貸し付け、Cは同額を外部の金融機関に預金していた。

Cは、ユーロ建てで連結計算書類を作成しており、外貨建ての金融資産及び負債は、ユーロに換算して連結貸借対照表に計上していたところ、為替レートの変動により、連結貸借対照表に計上する外貨建ての金融資産の価値が目減りし、又は外貨建ての負債が増加するリスク(貸借対照表リスク)をヘッジするため、為替ヘッジを行うポリシー(ヘッジポリシー)を有していた。そこで、Cは、上記363億3700万円の預金についても、ヘッジポリシーに基づき、これに相当する額のユーロと交換し、将来の一定の時点(取引の満期日)において反対の交換をすることを約する通貨スワップ取引(本件ユーロ・円通貨スワップ取引)をしていた。

一般に、通貨スワップ取引においては、対象となる通貨の金利差を調整するために、利率の高い通貨を受け取った当事者は、利率の低い通貨を受け取った相手方に発生した費用を支払わなければならないところ、本件ユーロ・円通貨スワップ取引においては、円の金利が年0.97%、ユーロの金利が年4.33%と設定されていたことから、Cは、円とユーロの上記金利差に基づく手数料(年間約800万ユーロ)を当該金融機関に対して支払うべきこととなり、余剰資金につきユーロの高い金利により得られる利益を享受することができなかった(甲22、73、76、165)。

オ 原告は、本件設立後、Dに係る本件CMS合意と同様の内容により、CグループのCMSに参加した(甲73、76)。

カ なお、Cグループの英国法人であるX(X)についても、平成20年(2008年)当時、約2億ポンドの余剰資金が生じており、同余剰資金は上記エと同様にLを通じてCに貸し付けられ、外部の金融機関にポンド建てで預金されていたため、ヘッジポリシーに従い、本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引が行われていた。その当時、ポンドとユーロの金利差は僅かであったため、上記エのような大きな手数料負担はなかったものの、将来、ユーロの金利が上昇するなどして、両通貨の金利差が生じる可能性はあった(甲76)。

### (3) D及び原告の財務状況

ア Dの財務状況

Dの各事業年度における財務状況の概要は、以下の(ア)～(ウ)のとおりである。

(ア) 平成18年12月期

平成18年12月期の貸借対照表においては、純資産の部（株主資本）の残高が約209億円、利益剰余金が約141億円計上されていた。また、同期の損益計算書においては、売上高が約579億円、営業利益が約74億円、支払利息が約150万円、経常利益が約71億円、税引前純利益が約73億円計上されていた（乙12）。

(イ) 平成19年12月期

平成19年12月期の貸借対照表においては、純資産の部（株主資本）の残高が約251億円、利益剰余金が約183億円計上されていた。また、同期の損益計算書においては、売上高が約650億円、営業利益が約75億円、支払利息が約460万円、経常利益が約73億円、税引前純利益が約73億円計上されていた（乙13）。

(ウ) 平成20年12月期

平成20年12月期の貸借対照表においては、純資産の部（株主資本）の残高が約315億円、利益剰余金が約247億円計上されていた。また、同期の損益計算書においては、売上高が約656億円、営業利益が約111億円、支払利息が約110万円、経常利益が約111億円、税引前純利益が約111億円計上されていた（乙14）。

イ 原告の財務状況

原告の各事業年度における財務状況の概要は、以下の（ア）～（エ）のとおりである。

(ア) 平成20年12月期

原告の平成20年12月期（本件設立の日である平成20年10月●日から同年12月31日まで）の貸借対照表においては、純資産の部（株主資本）の残高が約284億円、利益剰余金がマイナス約11億円計上されていた（乙9）。

(イ) 平成21年12月期

原告の平成21年12月期の貸借対照表においては、純資産の部（株主資本）の残高がマイナス約523億円、利益剰余金がマイナス約818億円計上されていた。また、原告の同期の損益計算書においては、売上高が約568億円、営業利益が約78億円、支払利息が約44億円、経常利益が約31億円、税引前純損失が約1044億円計上されていたが、仮に本件合併に伴うD株式の消却による抱合い株式消滅損失約1076億円を除くとすると、約32億円の税引前純利益が計上されることとなる（乙10）。

(ウ) 平成22年12月期

原告の平成22年12月期の貸借対照表においては、純資産の部（株主資本）の残高がマイナス約511億円、利益剰余金がマイナス約806億円計上されていた。また、原告の同期の損益計算書においては、売上高が約518億円、営業利益が約65億円、支払利息が約39億円、経常利益が約22億円、税引前純利益が約20億円計上されていた（乙11）。

(エ) 平成23年12月期

原告の平成23年12月期の貸借対照表においては、純資産の部（株主資本）の残高がマイナス約505億円、利益剰余金がマイナス約800億円計上されていた。また、原告の同期の損益計算書においては、売上高が約514億円、営業利益が約54億円、支払利息が約39億円、経常利益が約13億円、税引前純利益が約13億円計上されていた（乙72）。

(4) オランダ法人の財務状況

Cグループのオランダ法人であるQ（Q）及びU（U）の財務状況の概要は、以下のア及びイ

のとおりである。

ア Qの財務状況

Qの平成19年（2007年）12月期から平成21年（2009年）12月期までの貸借対照表及び損益計算書から認められる財務状況は、以下の表のとおりである（甲168～170）。なお、以下の表における「比較」とは、平成20年12月期と平成19年12月期との比較である（後記イ、ウの各表においても同じ。）。

（単位：1000ユーロ）

	19年12月期	20年12月期	21年12月期	比較
長期負債	1,831,345	1,876,793	610,095	+45,448
流動負債	583,830	878,640	1,050,904	+294,810
売上高	315,312	363,389	274,971	+48,077
営業利益	10,383	14,700	-1,419	+4,317
受取配当金	0	53,848	0	+53,848
支払利息	90,938	144,655	87,934	+53,717
税引前損益	-74,650	-60,782	-17,355	+13,868
純損益	-80,509	-70,650	-17,355	+9,859

イ Uの財務状況

Uの平成19年（2007年）12月期から平成21年（2009年）12月期までの貸借対照表及び損益計算書から認められる財務状況は、以下の表のとおりである（甲171～173）。

（単位：1000ユーロ）

	19年12月期	20年12月期	21年12月期	比較
長期負債	1,246,313	1,092,857	750,501	-153,456
流動負債	1,796	1,796	1,798	0
売上高	0	0	0	0
受取配当金	1,237	99,487	11,430	+98,250
支払利息	79,558	67,148	47,028	-12,410
税引前損益	-141,228	39,501	-16,612	+180,729
純損益	-155,789	48,479	-16,612	+204,268

(5) D及び原告の本件合併に係る対外対応等

ア Dが、本件合併を公表するに当たり平成20年11月18日付けで作成した想定問答集には、

要旨次のとおり記載されていた（乙24）。

（ア）本件合併は、gグループ内の組織再編に伴うもので、資本関係に一切変更はなく、従来どおり同グループ100パーセント出資の日本法人であるという位置付けは変わらない。

（イ）原告の事業内容や従業員数については、Dの全ての事業と従業員を引き継ぐ。事業内容もDと同じである。

（ウ）本件合併後の新しい経営組織は、従来のDと全く同じである。

（エ）単に社名及び組織の変更を行うだけであり、事業運営においては全く変わらない。

（オ）原告の意思決定機関としては、取締役会に相当する組織として「マネジメント・コミッティー」を置く。現在のDの取締役は、原告の「マネジメント・コミッティー」のメンバーとなる。

（カ）Dの代表取締役であった者が原告の「会長兼CEO」となり、合同会社の「職務執行者」として株式会社の代表取締役に相当する職務の執行を行う。

イ 原告が、平成21年1月5日付けで作成した「合併、及び役員人事に関するお知らせ」と題する文書には、要旨次のとおり記載されていた（乙25）。

（ア）原告は平成21年1月●日付けでDと合併し、Dの全ての権利義務を承継した。

（イ）本件合併はgグループ内の組織再編に伴うものであり、原告は同グループの100パーセント出資による日本法人である位置付けに変わりはなく、事業内容も従来どおりである。

（ウ）本件合併に伴い、役員の役職名が変更になり、例えば、Dの「代表取締役会長兼CEO」が原告の「最高経営責任者兼会長」となった。

#### （6）デット・プッシュ・ダウンについて

いわゆるデット・プッシュ・ダウン（*debt push down*）とは、一般に、親会社が、借入金の返済に係る経済的負担を、企業グループの資本関係の下流にある子会社に負担させることをいう。すなわち、企業グループは、事業に必要な資金を外部からの出資又は負債により調達し、調達した資金を企業グループ内の各社の資金需要に応じて分配するところ、外部から資金を借り入れた親会社がこれを子会社に出資する場合には子会社は負債の経済的負担を負わないのに対し、親会社が外部から借り入れた資金を子会社に貸し付ける場合には、負債の経済的負担が子会社に移転することになる。財務上の観点からは、規模が大きく多額の利益を計上している事業会社に対してより多くの負債を負担させることが合理的であり、税務上の観点からは、税率の高い国で多額の利益を計上し多額の税金を負担している会社に対してより多くの負債を負担させることが合理的であるとされている。（乙62）

#### （7）米国税制との関係

米国税制上、米国法人の子会社が被支配外国法人（CEC）とされた場合は、当該米国法人に対していわゆるタックスヘイブン対策税制の適用があり、当該被支配外国法人の所得が当該米国法人の課税対象所得に加算されることとされていた。他方、被支配外国法人の子会社が一定の要件を満たした場合には、米国税制上のいわゆるチェック・ザ・ボックス規則により、法人課税（当該法人に対して課税される。）と、構成員課税（当該法人の構成員〔社員等〕に対して課税される。）を選択できることとされており、被支配外国法人の子会社が構成員課税を選択した場合には、当該子会社（パス・スルー・エンティティ）間における売買や利息の支払等においては、当該被支配外国法人には所得が生じていないものとみなされ、したがって、当該米国法人の課税対象所得にも合算されないこととされていた。（甲162、163）

Cグループにおいて、オランダ法人であるQは米国法人であるMの被支配外国法人とされていたところ、Qの子会社（オランダ法人、英国法人等）は、本件各日本法人を除き、いずれも構成員課税を選択したことにより、当該子会社間での利息の支払等はQの所得とみなされていなかった。これに対し、日本の株式会社は、米国税制上、チェック・ザ・ボックス規則の適用対象外となっていたことから、構成員課税を選択することができなかった。（甲76、乙61）

## 2 本件8つの目的及び本件再編成等スキームについて

### (1) 本件8つの目的の有無について

ア Cグループにおいて平成20年（2008年）7月23日付けで作成した「gグループ・インターナショナル ジャパン リストラクチャリング〔日本組織再編〕」と題する書面（乙15）には、「本件取引の目的」として、次のとおり記載されている。

- ①「オランダの借入金のレベルを減少させるための資金を調達すること。」
- ②「日本における会社関係を1つの会社の傘下にまとめること。」
- ③「日本における音楽出版会社を1つの法人にまとめること。」
- ④「日本から円余剰資金を移転させ、Cが為替リスクのヘッジをすることなく、ユーロ市場での投資活動を可能ならしめること。」
- ⑤「日本の資本構造に借入金を発生させること。」
- ⑥「（配当制限のある英国から余剰資金を移転させ、また、その資本構造を英国の役員による経営管理体制に適合させるため）日本のオペレーションを英国管轄下に置くこと。」
- ⑦「米国税制の観点から柔軟性を有する日本の企業体を活用すること。」
- ⑧「現在検討中で将来起こり得る可能性のある第三者の日本の音楽企業の買収と、gグループの音楽企業との結合に対応すること（交渉の完了とデューディリジェンスが必要である。）。」

これらは、原告の主張において、Cグループが本件再編成等スキームを策定するに当たり設定したとする本件8つの目的（目的①～⑧）にそれぞれ相当する。

そして、Cの税務部副部長である乙が作成した陳述書（甲76、96。乙陳述書）には、本件再編成等スキームを策定するに当たり本件8つの目的が設定されており、同スキームに基づく本件組織再編取引等は本件8つの目的を同時に達成することを企図したものである旨の説明が記載されている。また、東京国税局調査第一部の職員らにより平成23年2月8日に行われた調査におけるC又はCグループの財務担当者及び税務担当者（乙ほか2名）による供述（乙61）においても、同様の説明がされている。

イ そこで、乙陳述書等の上記説明部分の信用性を検討するに当たり、本件8つの目的を基礎付ける客観的事情が、本件組織再編取引等の前に存在していたか否かについて検討する。

#### (ア) 日本の関連会社に係る資本関係の整理の問題

Cグループは、平成12年（2000年）にfと合併し、gグループ（M部門）を擁することになって以降、次々に企業買収を繰り返して複数の音楽会社グループをその傘下に組み入れ、その結果、M部門の子会社数は増加し、グループ内の資本関係も複雑化したため、法人数を減らすとともに、資本関係を整理するための組織再編が進められてきた（認定事実（1）イ～エ）。

本件各日本法人について見ると、①上記のfとの合併より前からgグループに属していたDは、オランダ法人であるHの完全子会社であり、②rの買収によりM部門に属することと

なったW、オランダ法人であるVの完全子会社であり、③Yの買収によりM部門に属することとなったZは、英国法人であるYの完全子会社（英国法人の持株会社であるIの間接的な完全子会社）であったため、本件各日本法人はそれぞれ異なる親会社と資本関係を有することとなっていた。しかも、Dの下にも、音楽出版会社であるEが存在していたため、上記のとおりWが加わったことによって、日本という1つの国に音楽出版会社が2つ存在する状態となっていた。（認定事実（1）イ、ウ）。

また、CグループのM部門では、北米及び南米を除く地域における音楽事業については英国法人であるaが業務管理を統括しており、本件各日本法人に対する事業遂行上の指揮監督もaが行っていたところ（認定事実（1）オ）、上記のとおり、日本法人であるD及びWは、いずれもオランダ法人の子会社であり、英国法人と直接の資本関係を有していなかった。

以上のようなCグループにおける企業買収の経緯や買収後の各社の資本関係等の状況に照らせば、日本の関係会社について、異なる親会社の下にあった本件各日本法人の資本関係を再編成するとともに、2つの音楽出版会社を1つの法人に統合し、さらに、オランダ法人の子会社であった日本法人を英国法人の資本下に置くことによって事業遂行上の指揮監督関係と資本関係を一致させることを目的としていたとする乙陳述書等における説明は、これを裏付ける客観的事情を伴うものであったと認められる。

これらは、本件8つの目的のうち、目的②、目的③及び目的⑥（前半）に相当する。

#### （イ）グループ内における負債の経済的負担の配分の問題

本件組織再編取引等の前におけるCグループ法人の財務状況について見ると、gグループにおける企業買収等のための資金の借入れにより、オランダ法人の負債が平成17年（2005年）及び平成18年（2006年）に急激に増加し（認定事実（1）ウ）、平成19年（2007年）におけるオランダ法人の企業間負債は34億ユーロを超え、そのうち約31億ユーロはQ又はUのL又はKに対する負債であった（甲76の別紙3）。また、Q及びUにおいては、支払利息が営業利益を上回っている状況であった（認定事実（4））。

これに対し、日本法人であるDは、平成18年12月期から平成20年12月期までの営業利益が約74～111億円であるのに対し、支払利息は約110～460万円にとどまり、営業利益に対する支払利息の割合が極めて小さい状況であった（認定事実（3）ア）

このようなCグループ法人の財務状況に照らせば、支払利息が営業利益を超え、負債の経済的負担が過度に重くなっているオランダ法人の負債を減少させ、営業利益に対する支払利息の割合が極めて小さい日本法人に負債を負わせることを目的としていたとする乙陳述書等における説明は、これを裏付ける客観的事情を伴うものであったと認められる。

これらは、本件8つの目的のうち、目的①及び目的⑤に相当する。

#### （ウ）為替リスクのヘッジに係るコストの問題

日本法人であるDには、本件組織再編取引等の前において、余剰資金363億3700万円が生じており、同余剰資金はLを通じてCに貸し付けられ、外部の金融機関に円建てで預金されていたところ、Cグループのヘッジポリシーに従い行われていた本件ユーロ・円通貨スワップ取引では、円の低い金利（年0.97%）とユーロの高い金利（年4.33%）の金利差によって生じる手数料として年間約800万ユーロを当該金融機関に対して支払うべきこととなり、余剰資金につきユーロの高い金利により得られる利益を享受することができなかった（認定事実（2）エ）。

また、英国法人であるXについても、本件組織再編取引等の前において、約2億ポンドの余剰資金が生じており、Cのポンド建ての預金について本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引が行われていたところ、将来、ユーロの金利が上昇するなどして両通貨の金利差が生じた場合には、上記のような手数料の負担が生じる可能性があった（認定事実（2）カ）。

以上のようなCグループにおける外貨建ての余剰資金の取扱いの実情に照らせば、D及びXの余剰資金を解消し、本件ユーロ・円通貨スワップ取引及び本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を終了させることを目的としていたとする乙陳述書等における説明は、これを裏付ける客観的事情を伴うものであったと認められる。

これらは、本件8つの目的のうち、目的④及び目的⑥（後半）に相当する。

#### （エ）資本関係の整理に関する統括会社の問題

上記（ア）のとおり、日本の関連会社については資本関係を整理する必要があったところ、Cグループにおいては、世界各国のグループ法人に係る組織再編を行うに当たり、1つの国に1つの持株会社（統括会社）を設置し、その傘下に事業会社等を所属させるという基本的方針を採っていた（認定事実（1）エ）。

そして、日本に設置する統括会社の組織形態を株式会社でなく合同会社とすることによって、Qの他の子会社と同様に米国税制上のチェック・ザ・ボックス規則が適用され、構成員課税を選択できることとなり、子会社間における売買や利息の支払等についてQには所得が生じていないとみなされ、その親会社である米国法人Mの課税対象所得に合算されないこととなる（認定事実（7））。

また、上記統括会社を合同会社とした場合には、合同会社に株主総会等の設置義務がなく、社員間の合意で業務執行を行い得るなど、より機動的な事業運営が可能となることから、企業買収等の意思決定やその執行に当たってもより機動的に行うことができることとなる。

以上のような米国税制における取扱いや合同会社の特性等に照らせば、米国税制上構成員課税を選択できるようにするとともに、将来の企業買収に備えて機動的な事業運営ができるようにすることを目的として原告を合同会社とした旨の乙陳述書等における説明は、これを裏付ける客観的事情を伴うものであったと認められる。

これらは、本件8つの目的のうち、目的⑦及び目的⑧に相当する。

#### ウ 本件8つの目的の有無に関する小括

以上によれば、本件組織再編取引等の前において、Cグループでは、本件8つの目的のいずれについても、これを裏付ける客観的事実が存在していたと認めることができ、これらに照らせば、本件再編成等スキームを策定するに当たり本件8つの目的が設定されており、同スキームに基づく本件組織再編取引等は本件8つの目的を同時に達成することを企図したものである旨の乙の陳述書等の説明部分は、信用することができる。

したがって、本件組織再編取引等の当時、その目的として本件8つの目的が存在していたと認めるのが相当である。

#### （2）本件再編成等スキームについて

そこで、次に、本件8つの目的を達成するための手段として計画されたとされる本件再編成等スキーム及びこれに基づく本件組織再編取引等が、上記の目的とどのような関係にあるかについて検討する。

ア 本件再編成等スキーム及びこれに基づく本件組織再編取引等の概要は、次のとおりである

(前提事実(4)、(5)、甲76、乙15)。

(ア) 英国法人であるIの完全子会社としてオランダ法人であるBを設立し、Bの完全子会社として、日本法人(合同会社)である原告を設立した(本件設立)。本件設立後、原告はBから295億円の追加出資を受けた(本件増資)が、その原資は、Cが外部の金融機関に預金していたXの余剰資金につき、本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を終了させて得た約1億9995万ポンドを、Lを介してXに戻した上、XからIに出資し、Iがこれをユーロに両替した上でBに出資し、Bがこれを円に両替した上で原告に出資した(前提事実(5)ア)。

原告は、その子会社であるb(b合同会社)を設立した(本件b設立)。

(イ) Kは、Cから借り入れた866億6132万円を原告に対して貸し付け(本件貸付け)、これにより、原告は、Kに対して866億6132万円の借入金債務を負う状態となった。

本件貸付けは、原告による本件各日本法人の株式購入の資金とすることを目的としたものであり、原告は、この貸付金と本件増資による出資金を原資として、1144億1800万円でDの全株式を取得し(本件買収)、14億6900万円でWの全株式を取得した(本件W買収)。そのほか、原告は、32万円でZの全株式を取得した(本件Z買収)。

本件貸付けのうち貸付金300億円に係る原資は、Cが外部の金融機関に預金していたDの余剰資金につき、本件ユーロ・円通貨スワップ取引を終了させて得た300億円を、Lを介して本件貸付けに係る貸主であるKに送金したものである(前提事実(5)イ(イ))。

(ウ) 本件買収の代金は、買主である原告から売主であるHに支払われた後、ユーロに両替された上で、Hからオランダ法人であるQ及びUに貸し付けられ、これらの法人はこれを原資としてL又はKに対する借入金の返済をし、L及びKは返済を受けた資金を(KについてはLを介して)Cに送金した(前提事実(5)ウ)。

本件W買収の代金は、買主である原告から売主であるVに支払われた後、ユーロに両替された上で、オランダ法人であるQに貸し付けられ、Qはこれを原資としてLに対する借入金の返済をし、Lは返済を受けた資金をCに送金した(前提事実(5)エ)。

以上によりL又はKが返済を受けてCに送金した金額は、合計約9億5875万ユーロであり、Q及びUがL又はKに対して負っていた借入金債務の約3割に相当する。

(エ) 原告は、Dを吸収合併し、Dはこれにより消滅した(本件合併)。

原告は、Dが保有していた307億8030万円をもって、本件借入れに係る債務の一部(元金300億円及び利息)を返済し、Kは、その返済を受けた資金をもってCに対する債務を返済した。これにより、原告のKに対する債務は566億6132万円(元金)となった。(前提事実(7))

(オ) bは、E及びWを吸収合併し、これら2社は消滅した(本件b合併)。

イ 以上を本件8つの目的と対比してみると、次のとおりである。

(ア) 日本の関連会社に係る資本関係の整理に関し

本件設立によって原告を設立し、次いで、本件買収、本件W買収及び本件Z買収によって本件各日本法人を全て原告の完全子会社とすることで、日本の関連会社を1つの統括会社(原告)の下にまとめることができた(目的②)。また、原告がDを吸収合併し、原告の子会社として設立されたbがE及びWを吸収合併したことにより、日本の関連会社の数を本件組織再編取引等の前よりも減少させることができ(法人数を減少させることも目的②に含ま

れるものと解される。)、かつ、日本において2社存在していた音楽出版会社を1つの法人に統合することができた(目的③)。さらに、原告の親会社であるBを、英国法人の持株会社であるIの完全子会社として設立したことにより、原告をはじめとする全ての日本法人が英国法人の資本下に置かれることとなり、日本の関連会社について事業遂行上の指揮監督関係と資本関係を一致させることができた(目的⑥〔前半〕)。

(イ) グループ内における負債の経済的負担の配分に関し

本件買収及び本件W買収の代金として原告からH又はVに支払われた資金がオランダ法人であるU又はQに貸し付けられたことにより、これらのオランダ法人がL又はKに対し負っていた借入金債務の約3割に相当する合計約9億5875万ユーロが返済された(目的①)。また、原告が本件買収等のため本件借入れをしたことにより、日本法人の資本構造に負債が導入された(目的⑤)。

(ウ) 為替リスクのヘッジに係るコストに関し

Cが外部の金融機関に預金していたXの余剰資金につき、本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を終了して本件増資の原資に充て、また、Dの余剰資金につき、本件ユーロ・円通貨スワップ取引を終了して、本件貸付けのうち貸付金300億円に係る原資に充てたことにより、これらのポンド建て及び円建ての余剰資金が解消され、Cが外貨建ての余剰資金に係る為替リスクのヘッジをすることなくユーロ市場での投資活動をすることが可能となった(目的④、目的⑥〔後半〕)。

(エ) 資本関係の整理に関する統括会社に関し

原告を合同会社として設立したことにより、米国税制上のチェック・ボックス規則が適用され、構成員課税を選択できることとなった。また、合同会社における事業経営の機動性を将来の事業買収等にも活かせることとなった。(目的⑦及び目的⑧)

ウ 本件再編成等スキームに関する小括

以上によれば、本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、本件8つの目的を全て達成することができるものであったことが認められる(なお、本件8つの目的及びこれを達成するための本件組織再編取引等が法人税法132条1項の適用との関係で経済的合理性を有するものと評価されるか否かについては、さらに以下において検討する。)

3 争点(1)(法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の該当性)について

(1) 判断枠組み

ア 「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義

(ア) 法人税法132条1項1号は、税務署長は、内国法人である同族会社に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる旨を定めている。これは、同族会社が少数の株主又は社員によって支配されているため、同族会社の法人税の税負担を減少させる行為や計算を行うことが容易であることに鑑み、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平を維持するため、同族会社の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為

又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該同族会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものと解される。このような同号の趣旨に照らせば、当該同族会社の行為又は計算が、同項柱書にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否かは、専ら経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものとして認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される。

(イ) 利益を産み出し、これを出資者である株主や社員に対して還元することを究極の目的とする会社にあつては、事業の目的に沿った種々の経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上などの様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができる。仮に、税務署長が法人税法132条1項の適用に当たり、会社の経営判断の当否や、当該行為又は計算に係る経済的合理性の高低をもって「不当」か否かを判断することができる。課税要件の明確性や予測可能性を害し、会社による適法な経済活動を萎縮させるおそれが生じるといわざるを得ない。したがって、当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、同項の適用上「不当」と評価されるべきものではない。

そして、同族会社にあつては、自らが同族会社であることの特性を活かして経済活動を行うことは、ごく自然な事柄であつて、それ自体が不合理であるとはいえないから、同族会社が、自らが同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されることとはならない。

以上を踏まえると、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである。

#### イ 経済的合理性の有無を判断する対象

##### (ア) 対象となる法人

法人税法132条1項は、「次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合」において、「その法人」の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、「その法人に係る」法人税の課税標準等を計算することができる旨規定している。このような同項の文言によれば、「その法人」とは、法人税につき更正又は決定を受ける法人（更正対象法人）をいうものであると解される。

本件においては、本件各更正処分を受けた法人である原告がこれに該当する。

##### (イ) 対象となる行為又は計算

法人税法132条1項は、税務署長は、同項各号が定める法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、「その法人の行為又は計算」で、「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」があるときは、その行為又は計算にかかわらず、その法人に係る法人税の課税標準等を計算することができる旨定めてい

る。このような同項の文言によれば、経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算（直接起因行為）であると解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件各事業年度における原告の法人税額を減少させる結果を直接生じさせた行為（直接起因行為）は、本件借入れであり、原告は、本件借入れに基づきKに対して支払った本件利息の額を本件各事業年度における損金の額に算入したために、課税対象所得が減少し、その結果法人税の額が減少したものである（前提事実（7））。

(ウ) 以上によれば、本件において、法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の該当性を判断するに当たっては、原告による本件借入れを対象として、その経済的合理性の有無を判断するのが相当である。

(エ) 被告の主張について

この点、被告は、①経済的合理性の有無を判断する対象となる法人は、更正対象法人に限られるものではなく、更正対象法人と経済的、実質的に一体といえる法人も含まれ、本件ではDがこれに該当する、②直接起因行為を含む複数の取引が積み重ねられることにより法人税の負担を不当に減少させる結果を生じさせている場合には、そのような複数の行為を一体として否認することができ、本件では、本件一連の行為（本件設立、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併）又はそのうち本件設立を除いた行為について否認することができる旨主張する。被告のこれらの主張は、本件一連の行為の前にはDは借入金債務を負担していなかったのに、本件一連の行為の後にはDと実質的に一体である原告が本件借入れに係る債務を負担することとなったから、「原告ないしD」に係る本件一連の行為（又はそのうち本件設立を除いた行為）を否認することができるという趣旨をいうものと解される。

しかしながら、被告の上記主張における解釈は、法人税法132条1項の明文に反するものであって、採用することができない。また、本件借入れが本件一連の行為の一環としてされたものであることを考慮しても、法人税の負担を減少させたのは本件借入れによるものであり、本件設立、本件増資、本件買収及び本件合併の各行為は法人税の負担の減少とは無関係であるから、これらの行為について同項による否認の対象とする必要性もないというべきである。なお、仮に被告主張のように本件一連の行為（又はそのうち本件設立を除いた行為）を否認することとなれば、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併の各行為がなかったものとして法人税の課税標準等が計算されるはずであるが、他方において、被告は、法人税の課税標準等の計算については、これらの行為が存在しないことを前提として計算することが困難あるいは不合理であるとして、結局、本件借入れをなかったものとみて本件利息の額を損金の額に算入せずに課税標準等の計算をすれば足りるものと主張しており（別紙8の2〔被告の主張の要旨〕（2））、本件において否認の対象となる行為について更正対象法人以外の者による直接起因行為以外の行為も含めるものと解した場合の法的帰結との関係は不明であるといわざるを得ない。

ところで、本件において否認の対象となる行為（経済合理性の有無を判断する対象となる行為）が原告による本件借入れのみであると解した場合でも、その経済的合理性の有無を判断するに当たっては、上記ア（イ）において説示したとおり、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮すべきであるから、本件借入れがその一部

に組み込まれている本件一連の行為に係る事情や、グループ法人として原告と密接な関係にあったDに係る事情も考慮すべきことは当然である。つまるところ、被告の主張は、本件借入れに係る経済的合理性の有無の判断について、Cグループ全体からみて経済的合理性があるか否かではなく、原告ないしDからみて経済的合理性があるか否かという観点から判断されるべきであるという趣旨をいうに帰するものといわざるを得ない。

(2) 本件借入れに係る経済的合理性の有無について

ア 以下においては、前記前提事実及び認定事実に基づき、上記(1)の観点に照らして、①原告による本件借入れが行われる原因となった、Cグループが設定した本件8つの目的(及びこれらの目的を同時に達成しようとしたこと)が合理性を有するものか、②本件8つの目的を達成する手段として、本件組織再編等スキームに基づく本件組織再編取引等を行ったことが相当であるか、③上記の目的及び手段が、Cグループ全体にとってだけでなく、原告にとっても経済的合理性を有するものといえるかについて、順次検討する。

イ 本件8つの目的に係る合理性の有無について

(ア) 日本の関連会社に係る資本関係の整理に関し

前記2(1)イ(ア)のとおり、Cグループは、平成12年(2000年)以降、次々に企業買収を繰り返し、その結果、M部門の子会社数が増加し、グループ内の資本関係も複雑化したことから、法人数を減らすとともに、資本関係を整理するための組織再編が進められてきたところ、本件各日本法人について見ると、①Dはオランダ法人であるHの完全子会社であり、Wはオランダ法人であるVの完全子会社であり、Zは英国法人であるYの完全子会社(Iの間接的な完全子会社)であったため、本件各日本法人がそれぞれ異なる親会社と資本関係を有する状態となっていたこと、②日本という1つの国にEとWという2つの音楽出版会社が存在する状態となっていたこと、③CグループのM部門では、北米及び南米を除く地域における音楽事業については英国法人であるaが業務管理を統括しており、本件各日本法人に対する事業遂行上の指揮監督もaが行っていたところ、日本法人であるD及びWはいずれもオランダ法人の子会社であったため、英国法人と直接の資本関係を有していなかったことが認められる。

一般に、資本関係は親会社が子会社に対して事業遂行上の指揮監督を及ぼす根拠となるものであるから、企業グループにおける親子会社間の重層的な資本関係が簡素化されれば、重要な意思決定に係る手続の短縮などのメリットがあるといえ、あえて複雑な資本関係のままとする経済的理由は通常考え難い。また、同種の事業を行う複数の会社を統合して1つの会社とすることや、企業グループにおける資本関係と事業遂行上の指揮監督関係との間に齟齬がみられる場合に両者を一致させることも、経営の効率化や管理コストの低減の観点から、経済的合理性を有するものといえる(なお、音楽出版会社は音楽著作物の著作権を扱っているため、著作権の一元的な管理という観点からも、複数の音楽出版会社を統合する必要性は高いといえる)。

そうすると、本件においても、異なる親会社の下にあった本件各日本法人につき資本関係を再編成するとともに、2つの音楽出版会社を1つの法人に統合し、さらに、オランダ法人の子会社であったD及びWを英国法人の資本下に置くことによって事業遂行上の指揮監督関係と資本関係を一致させること(本件8つの目的のうち、目的②、目的③及び目的⑥〔前半〕)は、資本関係の簡素化や経営の効率化等の観点から、いずれも経済的合理性を有する

ものであると認められる。

(イ) グループ内における負債の経済的負担の配分の問題に関し

前記 2 (1) イ (イ) のとおり、g グループにおける企業買収等のための資金の借入れにより多額の負債を抱えていたオランダ法人の Q 及び U は、平成 19 年 (2007 年) において、L 又は K に対する負債が約 31 億ユーロに上り、支払利息が営業利益を上回っている状況であったのに対し、日本法人である D は、平成 18 年 12 月期から平成 20 年 12 月期までの営業利益が約 74 ～ 111 億円と多額である一方、支払利息は約 110 ～ 460 万円と極めて少ない状況であった。

L 及び K は C グループの CMS (資金集中管理制度) の統括会社であり、C が外部の金融機関から借り入れて調達した資金は L 又は K を通じて C グループ法人に貸し付けられる (認定事実 (2) ア) ことからすれば、L 又は K から貸付けを受ける各法人の財務状況は、外部の金融機関から借入れを行う C (又は C グループ全体) の信用に少なからず影響があるものと推認される。

そして、一般に、企業グループにおいて借入金の返済に係る経済的負担を資本関係の下流にある子会社に負担させる場合 (いわゆるデット・プッシュ・ダウン) において、その経済的負担をグループ内のどの子会社に負わせるのかについては、財務上の観点からは、規模が大きく多額の利益を計上している事業会社に対してより多くの負債を負担させることが合理的であるとされている (認定事実 (6)) 。

このような財務上の観点からすると、支払利息が営業利益を超え、負債の経済的負担が過度に重くなっているオランダ法人 (Q 及び U) の L 又は K に対する負債を減少させ、これに代えて、多額の営業利益を計上し支払利息が極めて少ない日本法人に負債を負わせること (本件 8 つの目的のうち、目的①及び目的⑤) は、C グループの財務戦略として不合理なものではないといえることができる。

なお、多額の営業利益を計上している日本法人に負債を負わせれば、これにより日本法人の法人税の負担も減少することとなるが、税務上の目的と財務上の目的とは別個のものであり、上記のとおり財務上の観点から日本法人に負債を負わせることが不合理といえない以上、法人税の負担の減少という税務上の効果が併せて得られることをもって、かかる財務上の目的による行為の経済的合理性が否定されるものではないといえるべきである。

(ウ) 為替リスクのヘッジに係るコストに関し

前記 2 (1) イ (ウ) のとおり、日本法人である D に生じていた余剰資金約 363 億円は、L を通じて C に貸し付けられ、外部の金融機関に円建てで預金されていたところ、C グループのヘッジポリシーに従い行われていた本件ユーロ・円通貨スワップ取引では、円の低い金利 (年 0.97%) とユーロの高い金利 (年 4.33%) の金利差によって生じる手数料として年間約 800 万ユーロを当該金融機関に対して支払うべきこととなっていた。また、英国法人である X に生じていた約 2 億ポンドの余剰資金についても、C のポンド建ての預金について本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引が行われていたところ、将来、ユーロの金利が上昇するなどして両通貨の金利差が生じた場合には、上記のような手数料負担が生じる可能性があった。

以上のような C グループにおける外貨建ての余剰資金の取扱いの実情に照らせば、D 及び X の余剰資金を解消し、本件ユーロ・円通貨スワップ取引及び本件ポンド・ユーロ通貨スワ

ップ取引を終了させること（本件8つの目的のうち、目的④及び目的⑥〔後半〕）は、上記各取引による手数料負担を免れ、資産管理のコストを軽減するものとして、経済的合理性を有することができる。

（エ）資本関係の整理に関する統括会社の問題

前記2（1）イ（エ）のとおり、Cグループにおいては、世界各国のグループ法人に係る組織再編を行うに当たり、1つの国に1つの統括会社を設置し、その傘下に事業会社等を所属させるという基本の方針を採っていた。一般に、世界の各地域経済圏の拠点として統括会社を設置することは、当該地域経済圏における商流の一本化や間接部門（経理、人事、システム、事業管理等）の合理化を通じて、グループ法人の収益の向上に寄与するものとされており（甲71）、Cグループにおける上記の方針も合理的なものであったといえる。

そして、前記2（1）イ（エ）のとおり、日本の関連会社に係る資本関係の整理に際し、日本に設置する統括会社の組織形態を株式会社でなく合同会社とすることによって、米国税制上のチェック・ザ・ボックス規則が適用され、構成員課税を選択できることとなり、子会社間における売買や利息の支払等について米国法人Mの課税対象所得に合算されないという税務上のメリットがあったと認められる。また、合同会社においては株主総会等の設置義務がなく、社員間の合意で業務執行を行い得るなど、より機動的な事業運営が可能となるというメリットもあったと認められる。

以上のような米国税制における取扱いや合同会社の特性等に照らせば、米国税制上構成員課税を選択できるようにするとともに、将来の企業買収に備えて機動的な事業運営ができるようにすること（本件8つの目的のうち、目的⑦及び目的⑧）は、経済的合理性を有するものといえる。

（オ）本件8つの目的を同時に達成しようとすることの合理性

以上のとおり、本件8つの目的は、それぞれ個別的にみて経済的合理性を有するものといえるところ、Cグループがこれらを同時に達成しようとしたこと、特に、日本の関連会社に係る資本関係の整理の目的（上記（ア））のみならず、日本法人への負債の導入を含む財務上の目的（上記（イ）、（ウ））についても同時に達成するものとして本件8つの目的を設定したことが経済的合理性を有するものといえるかという点が、次に問題となる。

この点、本件組織再編取引等の前のCグループの状況からすると、オランダ法人（Q及びU）のL又はKに対する負債を減少させ、これに代えて日本法人に負債を負わせるという目的（グループ内における負債の経済的負担の配分に関する、目的①及び目的⑤）を達成するためには、日本法人が多額の資金需要によりその資金を借り入れ、かつ、かかる借入れにより得た資金が日本法人からオランダ法人に渡ってL又はKに対する借入金の返済に用いることができる状態となることが必要であったといえるところ、かかる資金需要は日本に設置される統括会社（原告）による本件各日本法人の買収（特に企業価値の高いD及びWの買収）を行うことにより発生させることができ、また、これらの買収における売主（H及びV）はいずれもオランダ法人であって、同国法人同士の取引（貸付け等）によってQ及びUに対し借入金の返済資金を交付することができたから、上記の目的を達成しようとするCグループにとっては、日本の関連会社に係る資本関係の整理の目的と併せて、同時に両目的を達成することに合理性があったといえることができる。

また、これに加えて、原告がD及びWを買収する資金を調達するために、DやXの余剰資

金を活用すれば、本件ユーロ・円通貨スワップ取引等を終了させ、これらの取引に係る手数料の負担を免れることができる（為替リスクのヘッジに係るコストに関する、目的④及び目的⑥〔後半〕）から、この目的についても併せて達成することに合理性があったといえる。

そうすると、上記（イ）及び（ウ）のとおりグループ内における負債の経済的負担の配分や為替リスクのヘッジに係るコストに関する上記各目的に経済的合理性が認められる以上、これらを実現するために本件8つの目的を同時に達成しようとしたこともまた、経済的合理性を有するものというべきである。

ウ 本件8つの目的を達成する手段の相当性について

（ア）前記2（2）ウのとおり、本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、本件8つの目的を全て達成することができるものであり、本件8つの目的を達成する手段として相当であったと認められる。

なお、目的①に関し、オランダ法人であるQ及びUがL又はKに対する借入金債務を返済しても、その返済資金（本件買収又は本件W買収の代金）を貸し付けたH又はVに対する債務は残存することになるが、オランダ法人の子会社間の債務と、CグループのCMSの統括会社であるL又はKに対する債務とでは、Q及びUの財務状況がC（又はCグループ全体）の対外的な信用に及ぼす影響に差異があることは否定できないから、これらのオランダ法人がL又はKに対する借入金債務の約3割を返済したことにより、C（又はCグループ）の信用力は相応に向上したものであるといえる。

また、目的④及び目的⑥（後半）に関し、原告のKに対する本件借入れに係る返済は円で支払われる（前提事実（7））ため、本件組織再編取引等の後も、為替リスクのヘッジの必要性自体は残存しているものの、300億円を超える余剰資金に係る通貨スワップ取引が解消されたことで、Cは、円とユーロの金利差によって生じる年間約800万ユーロもの手数料を支払う必要がなくなった上、上記の円資金の代わりに、本件財務関連取引によって得られたユーロ資金を保有することができることとなったものであり（乙61）、Cグループにおける資金調達のコストが軽減され、財務状況が改善されたといえることができる。

（イ）被告の主張について

被告は、①日本の関連会社に係る資本関係を整理するためには、Dを統括会社としてW及びZの買収をさせるなどすれば足りるから、あえて原告を設立する必要はなかった、②原告を設立するとしても、本件買収を経ずに本件合併をすれば足り、本件合併に先立って本件買収をするのは迂遠であるなどと主張する。

しかし、オランダ法人の子会社であった日本法人を英国法人の資本下に置く（目的⑥〔前半〕）ために、Bによる原告の設立に代えて、DをI又はその子会社を買収させようとする上、英国法人において多額の株式購入資金を準備しなければならないという不都合が生じる上、オランダ法人のL又はKに対する負債を減少させ、これに代えて日本法人に負債を負わせるという目的（目的①及び目的⑤）も達成することができなくなる。また、仮に原告を設立した上で本件買収を経ずに原告がDを吸収合併する場合には、Dの完全親会社であったHに対し原告の持分を割り当てるか金銭等を交付することを要する（会社法751条1項2号～4号参照）こととなるところ、これらに代えてあらかじめ原告がDの全株式を買収した（本件買収）上で同社を吸収合併することが、経済的にみて不合理であるとは認められない。

したがって、被告の上記主張は、本件組織再編取引等が本件8つの目的を達成する手段と

して不相当であることを基礎付けるものではない。

#### エ 原告からみた経済的合理性の有無について

##### (ア) 原告が本件8つの目的の達成により得た経済的利益

本件8つの目的のうち日本の関連会社に係る資本関係の整理は、資本関係の簡素化のほか、経営の効率化や管理コストの低減が期待できるものであって（上記イ（ア））、日本における統括会社である原告にとって経済的合理性を有することは明らかである。また、原告の組織形態を合同会社としたことについても、将来における企業買収等の際に意思決定や執行をより機動的に行うことができるというメリットが認められる（上記イ（エ））。

また、グループ内における負債の経済的負担の配分や、為替リスクのヘッジに係るコストなどの課題への対応は、Cの対外的な信用を高め、資金調達のコストを軽減することとなるなど、Cグループ全体の財務態勢を強化するものである（上記イ（イ）、（ウ））ところ、原告を含むCグループ法人は、L又はKを統括会社とするCMS（資本集中管理制度）に参加することにより、外部との金融取引を一括して行うCの信用力（又はその背景にあるCグループ全体の信用力）を利用して、個別に資金調達をする場合と比べて大規模かつ円滑な資金調達を行い得るメリットを享受していた（認定事実（2）ア～オ）のであるから、Cグループ全体の財務態勢が強化されることは、同グループ法人である原告にとっても、このようなメリットをより確実に享受することができることを意味するものであったといえる。

##### (イ) 原告に生じた経済的不利益の検討

他方、本件組織再編取引等の結果、原告は本件借入れに係る約866億円の債務を負担することとなったことから、同債務の負担が原告に不当な経済的不利益を負わせるものであるかについて検討する。

まず、本件借入れに係る借入金額（約866億円）は、本件買収及び本件W買収に係る株式購入資金のうち本件増資では足りない分を賄うためのものであるところ、その購入価格の大部分を占めるD株の価格（約1144億円）は、④による株式価値算定分析（乙19）に基づき決定されたものであり、その価格が不当に高額であるとは認められない。

次に、本件借入れに係る返済条件について見ると、①利息の利率は、借入れ後6年間は年6.8%、それ以降は年5.9%であり、②借入金の一部返済も、借入れ後1年までは300億円まで可能であり、借入れ後6年以降はいつでも借入金の全部又は一部の返済ができる旨が定められており（前提事実（4）ウ（ア））、これらの定めは原告にとって不当に不利益となるものとは認められない。また、Dは、原告に吸収合併される前の3事業年度において、営業利益を約74～111億円計上していたのである（認定事実（3）ア）から、本件借入れにより生ずる支払利息（年約40億円）は、同社の事業をそのまま承継する原告が営業利益によって賄うことができる範囲内のものであって、本件借入れに当たり、利息の支払をすることが困難になるおそれがあったとは認められないし、現に、原告による利息の支払が困難になったなどの事情はうかがわれない（認定事実（3）イ）。

さらに、本件借入れが原告の対外的信用に及ぼす影響について見ると、①上記（ア）のとおり原告に必要な資金調達は、もっぱらCMSに基づきCの信用によって行われるから、本件借入れにより原告の資金調達への影響が生ずるおそれはない。原告の貸借対照表上、純資産がマイナスであり、債務超過の状態になっているとしても、原告の債権者はCグループ法人のみであることから、上記の財務状態による外部の金融機関に対する信用の低下や倒産リ

スクはそもそも原告固有の不利益として生じる余地がないというべきである。また、②音楽事業の関係者や社会一般に対しても、本件合併前のDと比べて事業内容等が異なるものではないとの説明がされており（認定事実（５））、本件合併後の原告に対する社会的信用が従前と比べて損なわれたとの事情はうかがわれない。

（ウ）以上によれば、本件８つの目的を本件組織再編取引等により達成したことは、Cグループ全体にとってだけでなく原告にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れは原告に不当な不利益をもたらすものとはいえないから、これらが原告にとって経済的合理性を欠くものであったと認めることはできない（なお、上記の判断は、被告主張のように原告とDを経済的、実質的に一体のものとして、本件組織再編取引等の前のDの状況から同取引等の後の原告の状況への変化を捉えたとしても、左右されるものではない。）。

（エ）被告の主張について

被告は、①Cグループの財務態勢が強化されることによって得られる原告の経済的利益は、一般的・抽象的なものにすぎず、②日本の関連会社に係る資本関係の整理によって得られる利益も、本件借入れに基づく約８６６億円の負債に見合うものではなく、本件一連の行為を通じて、原告は事実上、Dと事業主体に実質的な変更がないにもかかわらず、利益の減少だけが見込まれることになった旨主張する。

しかしながら、一般に、企業グループに導入されるCMSには、所用資金量の低減、資金効率の向上、財務・経理業務の合理化、リスク管理の高度化等のメリットがあるとされている（認定事実（２））ところ、これらが企業グループ全体にとって利益となるのみならず、CMSに参加する各グループ法人にとっても利益となることは明らかである。したがって、企業グループ全体の財務態勢の強化は、各グループ法人がCMSを通じて得る利益を増強することにつながるから、本件においても、Cグループの財務態勢が強化されることによって得られる原告の経済的利益を一般的・抽象的なものにすぎないということはいえない。

原告は、本件借入れに係る支払利息を経費として計上することにより税引前純利益が従前（D）と比べて減少することになる（認定事実（３））が、これは、オランダ法人のL又はKに対する負債を減少させ、これに代えて日本法人に負債を負わせるという、グループ内における負債の経済的負担の配分に関する目的が達成されたことによるものであって、このことがCグループ全体の財務態勢の強化につながり、同グループ法人である原告にも利益をもたらすものであることは、上記（ア）に説示したとおりである。

また、原告は、本件借入れにより調達した資金をもってD株式等を購入しているところ、上記（イ）によれば、その購入価格は上記株式の価値に見合うものであったといえるから、支払利息の負担も含めて本件借入れに係る負債の経済的負担に見合う財産を取得したといえることができる（なお、D株式は本件合併により消滅したため、原告はこれを抱合い株式消滅損失として消却処理している〔前提事実（４）ク（ウ）〕が、原告は本件買収により、これがなかったとすれば本件合併の際に要するものとされていたHに対する原告の持分の割当て又は金銭等の交付を免れたものである。）。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

オ 小括

以上のとおり、①原告による本件借入れが行われる原因となった、Cグループが設定した本件８つの目的は、日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務態勢の強化（グ

ループ内における負債の経済的負担の配分、為替リスクのヘッジに係るコストの軽減)等の観点からいずれも経済的合理性を有するものであり、かつ、これらの目的を同時に達成しようとしたことも経済的合理性を有するものであったと認められ、②本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、これらの目的を達成する手段として相当であったと認められる。そして、③本件組織再編取引等によるこれらの目的の達成は原告にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れが原告に不当な経済的不利益をもたらすものであったとはいえない。

そうすると、原告による本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということとはできないから、専ら経済的、実質的見地において、純粹経済人として不自然、不合理なものとはいえず、したがって、経済的合理性を欠くものと認めることはできない。

(3) よって、本件においては、法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するということができないから、これに該当することを前提としてされた本件各更正処分等はいずれも違法である。

#### 第4 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求にはいずれも理由があるから、これらを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 清水 知恵子

裁判官 村松 悠史

裁判官松長一太は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 清水 知恵子

代理人等目録

1 原告訴訟代理人弁護士

(1) 第1～第3事件原告訴訟代理人弁護士

中野 憲一、仲谷 栄一郎、田中 良、平川 雄士、鳥羽 衛、石原 和史、小川 浩賢、  
遠藤 努

(2) 第1事件及び第3事件原告訴訟代理人弁護士

川添 文彬

(3) 第2事件及び第3事件原告訴訟代理人弁護士

梶原 康平

(4) 第3事件原告訴訟代理人弁護士

赤塚 洋信

2 原告訴訟復代理人弁護士

(1) 第1事件及び第2事件原告訴訟復代理人弁護士

赤塚 洋信

(2) 第1事件原告訴訟復代理人弁護士

梶原 康平

(3) 第2事件原告訴訟復代理人弁護士

川添 文彬

3 補佐人税理士(第1～第3事件)

川上 英樹

4 指定代理人(第1～第3事件)

早田 祐介、伊藤 健太郎、高木 美満子、松隈 日出海、横田 美代子、小澤 信彦、  
渋川 佐紀子、木田 勝也、武内 大介、平 雄一 以上

## 略称一覧表

略称	内容
通則法	国税通則法のこと
Cグループ	Cが直接的又は間接的な完全親子会社関係を有する会社から成る会社群のこと
M部門	Cグループのうち、Mを最上位とする子会社群であり、音楽事業を担当する部門のこと
Cグループ法人	CグループのM部門を構成する法人のこと
間接的な完全子会社	複数の子会社を介して、その資本の100%を親会社が保有しているといえる場合の当該子会社のこと（当該親会社を「間接的な完全親会社」という。）
更正対象法人	法人税法132条1項に基づき、法人税につき更正又は決定を受ける法人のこと
税負担減少結果	同族会社の行為又は計算により生じる法人税の負担の減少結果のこと
直接起因行為	同族会社の税負担減少結果を直接生じさせる行為のこと
独立当事者間の通常取引	独立、対等で相互に特殊な関係のない当事者間で通常行われる取引のこと
貸借対照表リスク	貸借対照表に計上する外貨建ての金融資産についての自国通貨に換算した価値が、為替レートの変動により変化するリスクのこと
ヘッジポリシー	貸借対照表リスクをヘッジするポリシーのこと（なお、ヘッジとは、外国為替等の取引で、買い方の値下がり損や売り方の値上がり損を防ぐため、逆の空売り・空買いをする操作のことである。）
本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引	Cが、金融資産約2億ポンドを交換してユーロ建ての預金をした際に付した、将来の一定の時点で反対の交換をする旨の通貨スワップ取引のこと（争点（1）に関する原告の主張（4）ウ（ウ）〔別紙8〕）
本件ユーロ・円通貨スワップ取引	Cが、金融資産約300億円を交換してユーロ建ての預金をした際に付した、将来の一定の時点で反対の交換をする旨の通貨スワップ取引のこと（争点（1）に関する原告の主張（4）エ（イ）〔別紙8〕）

平成20年12月期	一般には、平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度のこと。原告においては、設立された平成20年10月●日から同年12月31日までの事業年度のこと。
平成21年12月期	平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度のこと（平成20年12月期を除く他の事業年度以降も同様）
本件各事業年度	平成20年12月期から平成24年12月期までの各事業年度の総称
平成20年12月期更正処分	麻布税務署長が平成24年3月27日付けで原告に対してした平成20年12月期に係る法人税の更正処分のこと
平成21年12月期更正処分	麻布税務署長が平成24年3月27日付けで原告に対してした平成21年12月期と係る法人税の更正処分のこと
平成22年12月期更正処分	麻布税務署長が平成24年3月27日付けで原告に対してした平成22年12月期に係る法人税の更正処分のこと
平成23年12月期更正処分	麻布税務署長が平成29年2月24日付けで原告に対してした平成23年12月期に係る法人税の更正処分（ただし、平成30年1月29日付け減額再更正後もの。）のこと
平成24年12月期更正処分	麻布税務署長が平成30年2月27日付けで原告に対してした平成24年12月期に係る法人税の更正処分のこと
平成21年12月期賦課決定処分	麻布税務署長が平成24年3月27日付けで原告に対してした平成21年12月期に係る過少申告加算税の賦課決定処分のこと
平成22年12月期賦課決定処分	麻布税務署長が平成24年3月27日付けで原告に対してした平成22年12月期に係る過少申告加算税の賦課決定処分のこと
平成23年12月期賦課決定処分	麻布税務署長が平成29年2月24日付けで原告に対してした平成22年12月期に係る過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、平成30年1月29日付け変更決定による変更後のもの。）のこと

平成24年12月期賦課決定処分	麻布税務署長が平成30年2月27日付けで原告に対してした平成24年12月期に係る過少申告加算税の賦課決定処分のこと
本件各更正処分	平成20年12月期更正処分から平成24年12月期更正処分までの総称
本件各賦課決定処分	平成21年12月期賦課決定処分から平成24年12月期賦課決定処分までの総称
本件各更正処分等	本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の総称
CMS	資金集中管理制度（キャッシュ・マネジメント・システム）のこと
本件CMS合意	DとLが、平成18年（2006年）1月13日に合意した、CMSに係る合意（キャッシュ・マネージメント・アグリーメント）のこと（認定事実（2）ウ）
本件各日本法人	D、W及びZの総称
日本の関連会社	日本に所在するCグループ法人の総称（本件各日本法人を含む。）
本件再編成等スキーム	Cが作成した、日本の関連会社の組織再編等を行うための計画のこと（前提事実（3））
本件8つの目的	本件再編成等スキームにおいて定められていたとする目的の総称（以下の目的①～⑧）
目的①	オランダ法人の負債を軽減するための弁済資金を取得すること
目的②	日本法人を1つの統括会社の傘下にまとめること
目的③	日本における音楽出版会社を合併により1社とすること
目的④	日本法人の円余剰資金を解消し、Cが為替リスクをヘッジすることなく、ユーロ市場での投資活動を行うことを可能にすること
目的⑤	日本法人の資本構成に負債を導入し、日本の関連会社が保有する円建ての資産及び日本の関連会社が生み出す円建てのキャッシュフローに係る為替リスクを軽減すること
目的⑥	業務系統と資本系統の統一を図ることにより経営を合理化・効率化すること、及びXの余剰資金を減少させること
目的⑦	日本法人を合同会社にするにより、米国税制上のメリ

	ットを受け、又はデメリットを回避するとともに、原告を含む日本の関連会社の柔軟かつ機動的な事業運営を行うこと
目的⑧	当時検討されていた日本におけるCグループ外の音楽会社の買収に備えること
本件設立	原告が、平成20年10月●日、Bを親会社として、200万円の資本金により設立されたこと（前提事実（4）ア）
本件増資	原告が、平成20年10月29日、Bによる295億円の追加出資を受けたこと（前提事実（4）イ）
本件貸付け・本件借入れ	原告を借主、Kを貸主として、平成20年（2008年）10月29日に締結された866億6132万円の金銭消費貸借契約のこと（前提事実（4）ウ）
本件借入契約書	本件借入れに係る契約書のこと
本件買収	原告がHから、平成20年（2008年）10月29日、D株式を1144億1800万円を支払って取得したこと（前提事実（4）エ）
本件W買収	原告がVから、平成20年（2008年）10月29日、W株式を14億6900万円を支払って取得したこと（前提事実（4）オ）
本件Z買収	原告がYから、平成20年（2008年）10月29日、Z株式を2000ポンド（32万円）を支払って取得したこと（前提事実（4）カ）
本件b設立	原告が、平成20年11月●日にbを設立したこと（前提事実（4）キ）
本件合併	原告とDとの平成20年11月10日付け契約に基づき、平成21年1月●日、原告を存続会社とし、Dを消滅会社としてされた吸収合併のこと（前提事（4）ク）
本件b合併	b、W及びEの契約に基づき、平成21年7月●日、bを存続会社とし、W及びEを消滅会社としてされた吸収合併のこと（前提事実（4）ケ）
本件一連の行為	本件設立、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併の総称
本件組織再編取引	本件一連の行為に、Bの設立、本件増資、本件W買収、本

	件Z買収、本件b設立及び本件b合併を加えた行為の総称
本件組織再編取引等	本件組織再編取引及び後記の本件財務関連取引の総称
d銀行	株式会社d銀行のこと
本件各口座	平成20年10月22日に、d銀行渋谷明治通支店において、Cグループ法人の各名義で開設された預金口座（前提事実（6）ア）
本件C口座	本件各口座のうちCの名義による口座
本件資金決済	平成20年10月29日に、d銀行渋谷明治通支店において、本件各口座間でされた資金決済の総称（前提事実（6）イ）
本件財務関連取引	本件組織再編取引に当たってCグループ法人が行った本件資金決済を含む貸金等の取引のこと（前提事実（5））
本件利息	本件借入れに基づき支払った利息のうち、本件各事業年度における損金の額に算入されたものこと
乙陳述書	Cの税務部副部長である乙が作成した陳述書（甲76、96）
乙陳述書等	乙陳述書のほか、東京国税局職員の調査におけるC等の財務担当者及び税務担当者による供述（乙61）の総称

○ 法人税法

(同族会社等の行為又は計算の否認)

第百三十二条 税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 内国法人である同族会社

二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人

イ 三以上の支店、工場その他の事業所を有すること。

ロ その事業所の二分の一以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下この号において「所長等」という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があること。

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式又は出資の数又は金額の合計額がその内国法人の発行済株式又は出資（その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の三分の二以上に相当すること。

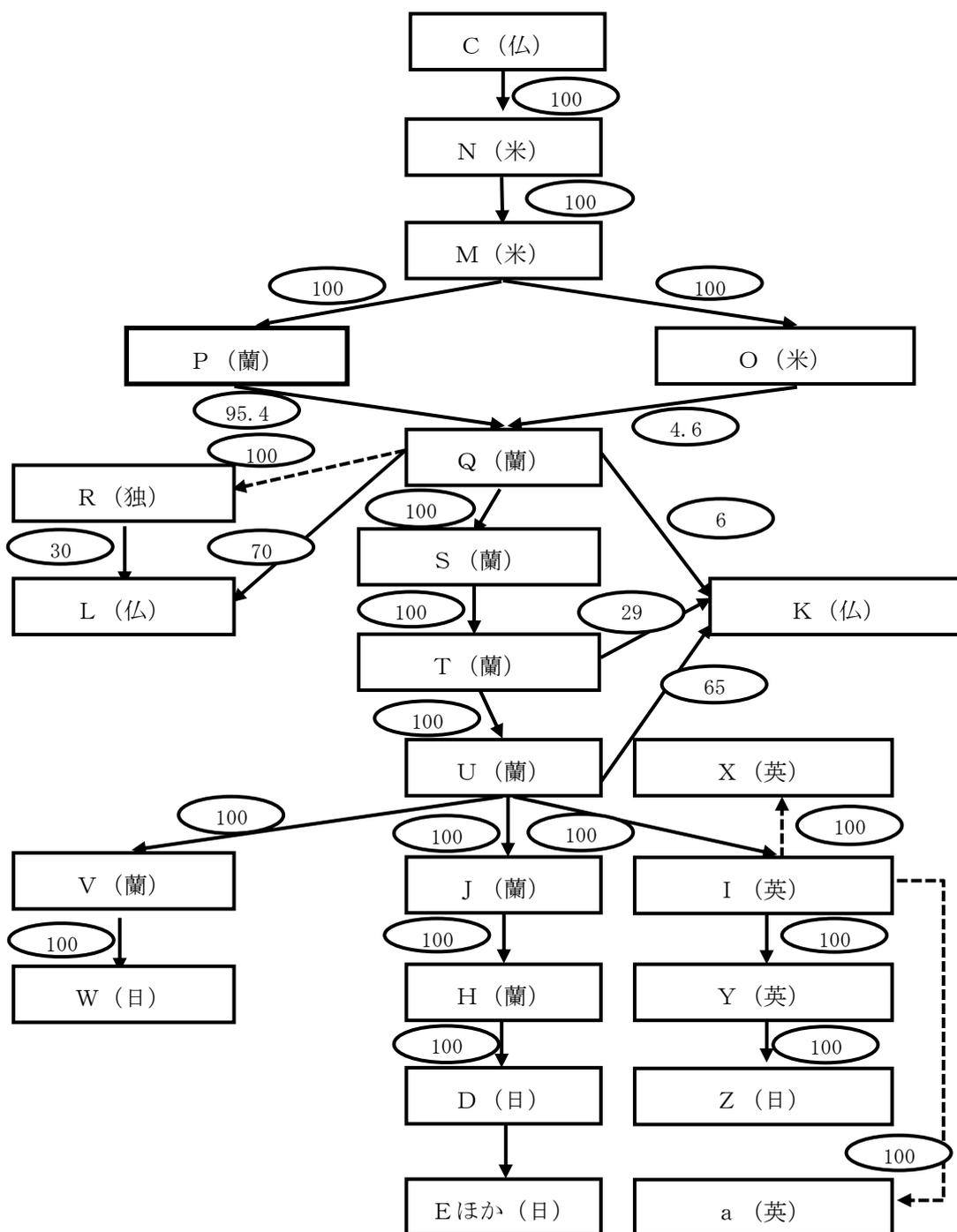
2 前項の場合において、内国法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況によるものとする。

3 (略)

## 法人略称一覧表

略称	法人名	設立国
I	I (I) なお、平成22年(2010年)に登録名を「㊸」に変更している。	英国
a	a (a)	英国
X	X (X)	英国
Y	Y (Y)	英国
B	B (B)	オランダ
V	V (V)	オランダ
Q	Q (Q)	オランダ
J	J (J)	オランダ
H	H (H)	オランダ
U	U (U)	オランダ
W	株式会社W	日本
D	D株式会社	日本
b	b合同会社	日本
E	株式会社E	日本
Z	株式会社Z	日本
L	L (L)	フランス
K	K (K)	フランス
C	C (C)	フランス
M	M (M)	米国

本件組織再編取引前の資本関係

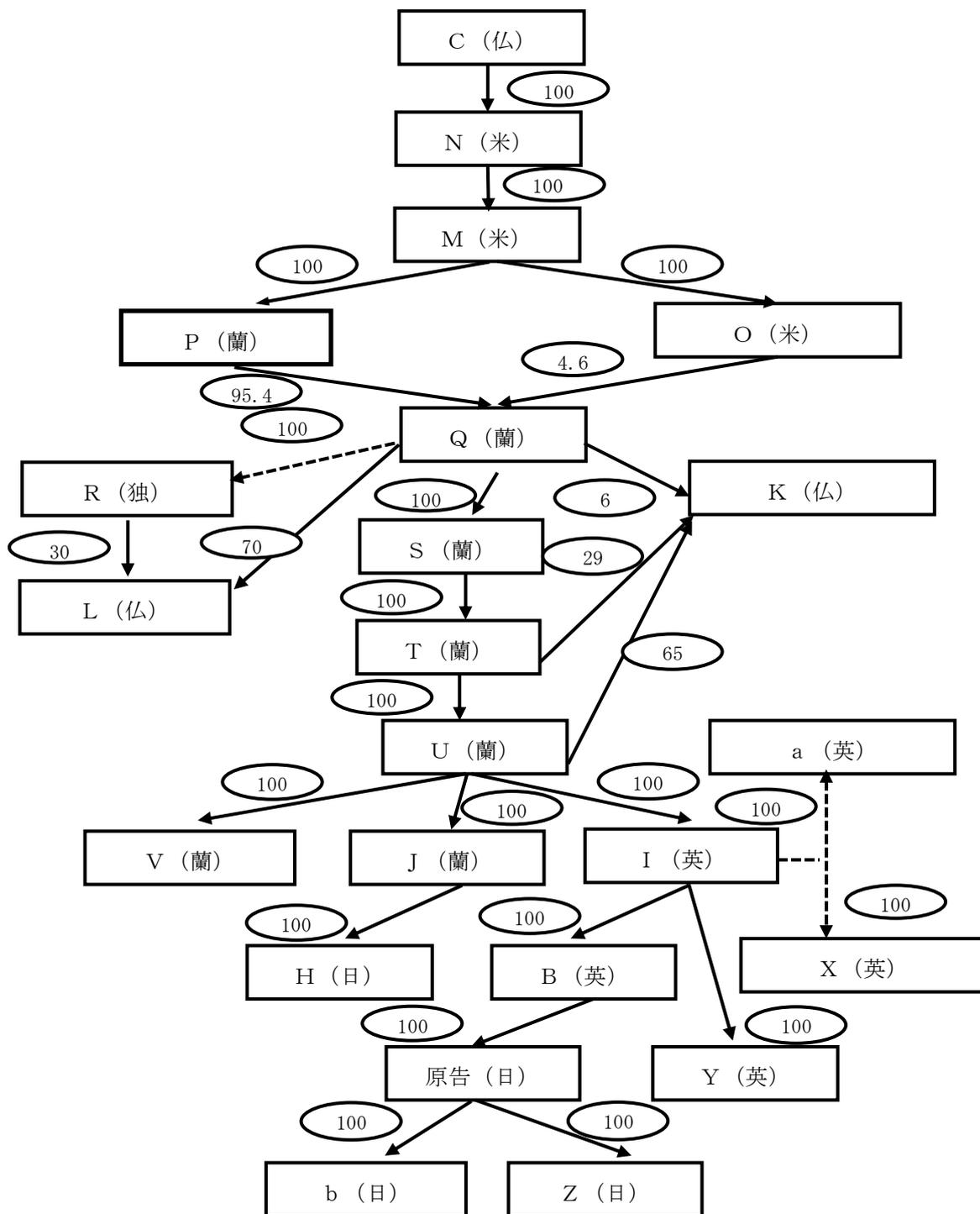


→ 資本関係

100 持ち株比率 (合同会社においては出資比率)

※ 法人所在国を括弧書きで示す。

本件組織再編取引直後の資本関係



→ 資本関係

100 持ち株比率 (合同会社においては出資比率)

※ 法人所在国を括弧書きで示す。

C (仏)	L (仏)	K (仏)	Q (蘭)	U (蘭)	H社 (蘭)	V (蘭)	B社 (蘭)	X (英)	I社 (英)	原告 (日)	摘要
(£ 199,954,332.16)	£ 199,954,332.16 (£ 199,954,332.16)							(£ 199,954,332.16) (£ 199,954,332.16)	(£ 199,954,332.16)		
£ 199,954,332.16 (€247,192,894.25)				FX 1					(£ 199,954,332.16)		
€247,192,894.25 (¥29,500,000,000)			FX 2				€247,192,894.25 (€247,192,894.25)		€247,192,894.25 (€247,192,894.25)		
€465,556,980.06	€465,556,980.06 (€465,556,980.06)							本件増資		¥29,500,000,000	本件増資
€465,556,980.06 (¥55,559,570,000)	FX 3	€465,556,980.06 (€465,556,980.06)								¥55,559,570,000 (¥55,559,570,000)	本件借入れ
¥30,000,000,000	¥30,000,000,000 (¥30,000,000,000)	¥30,000,000,000 (¥30,000,000,000)						本件借入れ			
(€9,232,026.14)	€9,232,026.14 (€9,232,026.14)	€9,232,026.14 (€9,232,026.14)						本件借入れ		¥30,000,000,000	本件借入れ
€9,232,026.14 (¥1,101,750,000)	FX 5	€9,232,026.14 (€9,232,026.14)						本件借入れ		¥1,101,750,000 (¥1,101,750,000)	本件借入れ
¥114,418,000,000 (€958,756,494.05)			FX 4		¥114,418,000,000 (¥114,418,000,000)			本件買取		¥114,418,000,000 (¥114,418,000,000)	D株購入代金
					€958,756,494.05 (€482,923,460.10)						貸付け
					€482,923,460.10 (€482,923,460.10)						貸付け
					€475,833,033.95 (€475,833,033.95)						貸付け
					€482,923,460.10 (€482,923,460.10)						借入返済
					€409,323,498.58 (€409,323,498.58)						借入返済
					€66,509,535.37 (€66,509,535.37)						借入返済
					€892,246,958.68 (€892,246,958.68)						
€958,756,494.05	€958,756,494.05										
¥1,469,000,000 (€12,309,368.19)		FX 6					¥1,469,000,000 (€12,309,368.19)				W株購入代金
¥1,469,000,000 (€12,309,368.19)	€12,309,368.19 (€12,309,368.19)										貸付け
								¥320,000		¥320,000	Z株購入代金
(¥274,320,000)	0	0	0	0	0	0	0	¥320,000	0	¥274,000,000	

※    は本件資金決済にあたる取引である。

※ 正の数字は、資金の増加を示す。また、負(括弧書き)の数値は、資金の減少を表す。

争点に関する当事者の主張の要旨

- 1 争点(1) (法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の該当性)について  
(被告の主張の要旨)

(1) 判断枠組み

ア 租税回避の意図、目的等が要件とはならないこと

(ア) いわゆる同族会社の行為又は計算の否認規定である法人税法132条1項は、同族会社の行為又は計算を容認した場合に生じる法人税の負担の減少結果(税負担減少結果)が「不当」と認められるときに、税務署長に同族会社の行為又は計算を否認する権限を与えている。同項は、その行為又は計算にかかわらず税務署長の認めるところにより課税標準等を計算することができる」と規定されているとおり、同族会社の私法上の行為を否認するのではなく、当該私法上の行為が実在し、それが私法上有効なものであっても、課税負担公平の原則の見地からそれを租税法上否認する、いわば当該私法上の行為から生ずる租税法上の効果を否認する規定である。

(イ) 法人税法132条1項の文言解釈からすれば、「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」と認められるか否かの判断に当たって、同族会社に租税回避の意図、目的等があることは要件とされていない。主観的な意図、目的等が要件とはならないことは、立法当初は主観的要件が明文化されていたにもかかわらず、その後の改正によって主観的要件が削除されたという同項の改正の経緯に照らしても明らかである。

したがって、法人税法132条1項の適用に当たり、同族会社の租税回避の意図、目的といった主観的要件は不要であり、同族会社の行為が租税回避の意図、目的に基づいて行われたものでなくとも、客観的に見て、同族会社の行為又は計算により法人税の負担を不当に減少させる結果を生じさせたと認められる場合には、同項の適用により、その税負担減少結果を「不当」なものとして否認することができるというべきである。

イ 不当性要件該当性は経済的合理性を欠くものか否かにより判断すべきであること

法人税法132条1項の趣旨は、元来、多数の株主又は社員により所有されている一般の会社にあつては、多数の株主等は必ずしも利害が一致しないため、意思決定過程においても反対者の意思が反映し、一部の者のみによって意思決定がされることが比較的少ないのに対し、同族会社は、少数の株主等が多数の議決権を有する会社であるから、比較的利害を同一にしているこれらの者の意思によって会社の行為又は計算を自由に支配することができ、株主等と同族会社を通じて課税負担を不当に軽減することが比較的容易であるため、同族会社と非同族会社との課税負担の公平を期するために、税務署長に対し同族会社の行為又は計算を否認する権限を与えたものである。このように同項が、同族会社と非同族会社との税負担の公平を維持する趣旨で設けられ、その否認の対象を同族会社等の行為又は計算に限定していることに照らせば、非同族会社(独立当事者間)であつても容易になし得る行為又は計算が同項の対象になるとは考え難い。そこで、同族会社の行為又は計算を容認することにより生じる税負担減少結果が同項にいう「不当」に該当するためには、当該行為又は計算が、同族会社でなければ通常なし得ない行為又は計算で、かつ、経済的合理性を欠くものに限られると解される。

以上のとおり、法人税法132条1項の「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」と認められるか否かは、同項の趣旨に照らせば、経済的、実質的見地から、純粋経済人の行為として不合理、不自然な行為と認められるか否かという客観的、合理的基準により判断されるべきである。そして、同項の趣旨が、同族会社と非同族会社との課税負担の公平を維持することにあることに鑑みれば、同族会社の行為又は計算が、純粋経済人として不合理、不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く場合には、同族会社の行為又は計算が異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業上の目的が存在しないと認められる場合のみならず、独立、対等で相互に特殊な関係のない当事者間で通常行われる取引と異なっている場合なども含まれ得ると解するのが相当である。

(2) 本件における「その法人の行為又は計算」とは何か

ア 主位的主張

(ア) 法人税法132条1項の文理からすれば、「その法人の行為又は計算」が一つの行為又は計算でなければならないとは解されない。

同族会社の税負担減少結果を生じさせる行為又は計算の中には、一つの行為又は計算により直接当該結果を生じさせる場合もあれば、同族会社の税負担減少結果を直接生じさせる直接起因行為のみならず、当該行為計算の前提となっている複数の行為又は計算が存在し、これら一連の行為又は計算が積み重なり全体として税負担減少結果をもたらす場合も当然に想定される。すなわち、同族会社の行為としては、同族会社間の行為、同族会社と株主との間の行為などがあるが、これらの中には、同族会社間又は同族会社と株主との間で複数の取引が積み重ねられたり、2以上の同族会社や株主による複数の取引が行われる場合も当然に想定される。これら同族会社らの複数の取引により不当に税負担減少結果が生ずる場合も当然に法人税法132条1項の趣旨が妥当する。このように経済的合理性のない行為を含む複数の取引が積み重ねられることなどにより税負担減少結果をもたらしたにもかかわらず、直接起因行為のみが同項の「その法人の行為又は計算」に該当し、直接起因行為は直ちに経済的合理性を欠くとはいえないため否認できないということであれば、同項の趣旨が没却されることは明らかである。

したがって、法人税法132条1項の趣旨からしても、同族会社間等による複数の行為又は計算が積み重なることによって税負担減少結果が生じている場合には、当該複数の行為又は計算を一体として「その法人の行為又は計算」に該当すると解し得るといふべきである。

(イ) 本件一連の行為を構成する各行為（本件設立、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併）のうち、直接起因行為は本件各事業年度の原告の損金の額を増加させた本件借入れである。

しかしながら、本件一連の行為を構成する各行為間の関係を見ると、①Bを100パーセント親会社とする同族会社である原告を設立し（本件設立）、②原告がBから295億円の追加出資を受ける（本件増資）とともに、③原告がKから866億6132万円の借入れをし（本件借入れ）、④原告が上記②及び③により調達した資金を用いてHからD株式を購入した上（本件買収）、⑤原告がDを吸収合併すること（本件合併）により、Dが行っていた音楽事業やDの資産、負債等を合併後の原告に全て引き継ぎつつ、上記③で負担した本件利息を損金算入することにより、Dないし原告の欠損金額を増加させ、又は課税対象所得や法人税の額を減少させたものである。

このように、本件一連の行為は、原告を中心とするCグループ法人の行為として、それぞれ先行する行為を前提として積み重ねられた行為であり、その結果、Dないし原告の欠損金額が増加し、又は課税対象所得や法人税額が減少したのであるから、本件一連の行為が一体として税負担減少結果を生じさせたものというべきである。加えて、本件一連の行為は、原告の属するCグループが策定した本件再編成等スキームに基づき、そのスキームどおりに実行されたものであるから、なおさら本件一連の行為は一体として「その法人の行為」に当たるといふべきである。

イ 予備的主張1

仮に、Dないし原告の行為ではない本件設立は「その法人の行為又は計算」に当たらないとしても、本件一連の行為のうち、本件設立を除く各行為が「その法人の行為又は計算」に当たるといふべきである。

ウ 予備的主張2

仮に複数の行為が「その法人の行為又は計算」に該当することはないとしても、本件借入れは「その法人の行為又は計算」に該当するといふべきである。

(3) 経済的合理性の有無の判断対象となる法人

ア 経済的、実質的に同一の法人を一体として判断することができること

(ア) 法人税法132条1項の規定が、少数株主等の意思によって同族会社の税負担が不当にゆがめられることを防止する趣旨のものであることからすれば、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠き、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるか否かは、税負担減少結果が生じる内国法人である同族会社からみて経済的合理性が認められるか否かによって判断されるべきである。

もっとも、単に、形式的に、税負担減少結果が生ずる内国法人である同族会社の見地から検討しただけでは、経済的合理性の有無について適切な判断ができない場合があることは明らかである。税負担減少結果が生ずる内国法人である同族会社と経済的、実質的に同一視される法人があり、両法人が一体となってした行為又は計算については、内国法人である同族会社の行為又は計算として、その経済的合理性の有無を判断するべきである。

(イ) また、法人税法132条1項の「不当」性の有無、すなわち経済的合理性の有無を判断するに当たっては、私法上の行為の形式面にとらわれず、経済的、実質的に観察することが許容されるといふべきであり、したがって、形式的にみる限りは別個の法人格を有するとしても実質的には同一視されるべき両法人を一体として「不当」性を検討することは、当然に同項の解釈として許容されているといふべきであるし、同項の文言からしても、経済的合理性の有無について、税負担減少効果が生ずる内国法人の側から見ると、これを形式的に単体の法人に限定しなければならない文理上の理由はないといふべきである。

イ 主位的主張及び予備的主張1を前提とした本件における当てはめ

同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠く行為か否かは、その株主である親会社等からみて判断すべきではなく、あくまでも法人税の負担が減少する主体である内国法人である同族会社から見て判断すべきである。このことは法人税法132条1項の趣旨からして明らかである。すなわち、同項の趣旨は、同族会社の場合、比較的利害を同一にしている少数の株主等の意思によって、会社の行為又は計算を自由に支配して同社の課税負担を不当に軽減させることが比較的容易であることに鑑み、非同族会社との課税負担の公平を期するため、同項の要件を

充足した行為又は計算を否認する権限を認めたものであって、少数株主等の意思によって当該内国法人である同族会社の税負担が不当にゆがめられることを防止するものであるから、行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを、当該少数株主等の観点で判断することは相当ではなく、あくまでも法人税の負担が減少する当該内国法人である同族会社の観点に立ってこれを判断すべきことは当然である。

Cグループの日本国内での音楽事業の実態についてみると、これを行う内国法人として、原告が設立される以前からDが存在しており、Dとは別個に原告が独立して存在し続ける固有の理由があったとは認められない。すなわち、原告とDは、平成20年11月●日付けで吸収合併（本件合併）に関する契約を締結したところ、これは、法人税法2条12号の8（平成22年法律第6号による改正前のもの。）の適格合併に該当するものであった。本件設立から本件合併までの各行為は約3か月間という短期間で行われたところ、原告は、この約3か月間に、固有の事業や従業員を有しておらず、事業活動も行っていなかった。そして、本件合併後の原告においては、Dと比較したところで、社名と組織形態を変更したのみで、役員、従業員、事業内容に変わりはなく、Dの有していた資産・負債をそのまま引き継ぎ、Dが行っていた日本国内のCグループの音楽事業を引き続き行うこととなったが、登記上の目的、部署名、意思決定機関、得意先や在庫商品について特段の違いは生じておらず、日本国内におけるCグループの支配関係や資本関係につき実質的な変更もなされていない。そうすると、Cグループの日本国内での音楽事業の活動実態を客観的に観察すれば、原告は、「Dを内容はそのままに形式的には別の合同会社に置き換えるために作られた会社」であり、実質的には、本件一連の行為により、Dが合同会社に組織変更しただけのものであるといえる。

したがって、事業活動の実態を客観的に見れば、原告とDは、本件合併前から、各々が別個に独立して存在し続ける固有の理由があるものとして存在していたわけではなく、経済的、実質的に同一視される一体のものであったというべきである。

#### ウ 予備的主張2を前提とした本件における当てはめ

本件借入れは、K（貸主）と原告（借主）との間で締結された金銭消費貸借契約に基づき、その借入金額は866億6132万円、平成26年（2014年）10月29日までの利息は年6.8%とするものである。本件借入れに係る返済は平成40年（2028年）10月29日に終了し、原告は当該契約終了日に本件借入れの残高全額を、経過利息等とともに返済することとされ、また、原告は平成21年（2009年）10月29日までであれば、300億円を限度として、借入れの一部返済を行うことができ、平成26年（2014年）10月29日以降においては、いつでも借入れの全部又は一部の返済をすることができることとされている。なお、本件借入れには、担保は付されていない。

このように、原告は、本件設立から本件合併までの約3か月の間に、Kから、866億6132万円もの本件借入れをしたところ、その返済や利払いについては、本件借入れの後に本件合併を行うことを前提に、Dが有していた資産やDが行っていた音楽事業による収益力を当てにしたものであった。すなわち、このような本件借入れにおける返済や利払いの予定については、本件再編成等スキームにおいて、当初から計画されていたものであり、原告は、平成21年3月31日、本件借入れの元本の一部である300億円及びこれに対する利息である8億6700万円（源泉徴収後は7億8030万円）をKに支払い、同年10月29日には、本件借入れの元本の残額に対する利息47億7348万3229円を支払い、平成22年10月29

日には、同残額に対する利息39億0648万3229円を支払ったところ、いずれの支払についても、原告が本件合併により得たDの資産又はDの音楽事業による収益力から返済したものである。

以上のとおり、Kから本件借入れを行い、本件借入れに係る債務を負ったのは原告であるものの、本件借入れをすることで負う債務の返済や利払いは、原告固有の資産や収益力ではなく、Dが有していた余剰資金等の資産又はDが行っていた音楽事業による収益力によって支払うことが予定され（そうでなければ原告固有の資産や収益力をもって返済や利払いをすることはおよそ不可能であった。）、実際にもDが有していた資産や収益力をもって支払われたものである。

このように、本件借入れは、実質的にみれば、Dの存在を抜きにしてはあり得ない行為であったものであり、原告とDが一体となつてした行為であったというほかないものであるから、原告とDは、経済的、実質的に同一視される一体のものであったというべきである。

(4) 本件における原告の行為は経済的合理性がないこと（主的主張及び予備的主張1に係る当てはめ）

ア 本件一連の行為は同族会社でなければ通常なし得ない行為であること

(ア) Cグループ内で資金還流があったこと

Cグループにおいては、本件一連の行為を含む日本国内の組織再編に伴う取引等について、平成20年（2008年）10月29日に行われた資金の会計処理（本件財務関連取引）を全体としてみると、原告がD株式を取得した原資である本件増資及び本件借入れに係る資金は、CからCグループ法人を経由して原告に提供されたものであり（Cから原告への資金提供）、また、原告からHに支払われたD株式の取得代金は、Cグループ法人を経由して再度Cに還流された（原告からCへの資金回収）という会計処理がされているといえる。すなわち、Cを起点として拠出された本件借入れに係る866億6132万円と本件増資に係る295億円の原資となる合計1161億6132万円の資金のうち、D株式の取得代金である1144億1800万円は、原告を含むCグループ法人を経由して、最終的には、再びCに戻っているのであり、上記資金が還流されている。このことを原告の視点から見れば、D株式の取得代金の原資となった本件増資及び本件借入れに係る資金は、原告自身がHに対して支払ったD株式代金がCグループ法人を経由して還流されたものといえ、本件一連の行為は、上記のようなCグループ内の資金還流によって初めて実行可能なものであるといえる。

また、上記一連の資金の流れにおいては、原告がCグループ外部に対して支払うべき費用相当額及び原告がYに支払うべきZ株式の代金相当額以外の金員については、実際の資金を必要としないものであった。すなわち、C、X及び原告以外のCグループ法人は、会計処理上、入金額と出金額が同額であったため、平成20年10月29日の一連の取引（本件財務関連取引）による資金の増減はなく、上記一連の資金の流れの中で実際の資金を要しなかったものである。他方、会計処理上資金の増減があったC、X及び原告の3法人については、それぞれ、①Cにおいて2億7432万円の減少、②原告において2億7400万円の増加、③Xにおいて32万円の増加があった。まず、上記①のうちの2億7400万円及び②については、原告がD株式の取得に係る付随費用及び本件増資に伴う登録免許税等の諸費用として支出することが見込まれる資金2億7400万円を、Cが本件増資及び本件借入れを通じて原告に提供したものである。また、上記①のうちの32万円及び③については、原告が、

Cから本件増資及び本件借入れを通じて提供された資金の中から、Z株式の取得代金として支払うべき資金32万円をXに支払ったものである。

このように、Cグループ内で平成20年10月29日に行われた一連の資金の流れのうち、実質的な資金の移動があったのは、原告がCグループ外部に支払う見込みの費用相当額2億7400万円及びZ株式の代金相当額32万円のみであって、それ以外の部分については実際の資金を必要とすることなく、Cグループ内の資金還流（循環取引）によって実行されたものである。このようなCグループ法人間の資金還流を行わなければ、原告がD株式を取得するための約1144億円もの資金を調達することはできなかつたのであるから、本件一連の行為は、上記資金還流によって初めて実現可能なものといえることができる。そして、本件においては、原告を含む全ての取引当事者がCグループ法人であり、親法人が子法人の意思決定を自由に支配することができる同族会社であるからこそ、上記のような複雑かつ多額の資金還流（循環取引）を実質的な資金を要さずに実行することができたのであり、本件一連の行為は、全ての取引当事者がCグループ法人であるという同族会社でなければ通常なし得ない行為であるといえる。

(イ) 現実に行われた決済の状況について

Cグループ内で平成20年10月29日に行われた一連の資金の流れ（本件財務関連取引）のうち、本件資金決済として実際に行われた入出金はその一部のみであるが、残高のない本件C口座から立替資金を出金するなどした資金を、本件各口座を経由させた上で最終的に本件C口座に還流したものと見える。このように、本件資金決済は、Cを起点として、Cグループ法人の本件各口座を経由して本件C口座に再び資金を還流するというものであるところ、本件資金決済に係る送金は、それぞれ多額であり、かつ、それぞれ複数のCグループ法人名義の口座を経由するという複雑なものであるにもかかわらず、午前9時10分から午前11時16分までの2時間余りの短時間で処理されており、全ての取引当事者がCグループ法人という同族会社であるからこそ実行可能なものといえることから、同族会社でなければ通常なし得ない行為といえるべきである。

また、一つの取引に一つの決済が伴うというのは、独立当事者間の通常取引における原則的な決済方法と考えられるところ、上記のように、本件一連の行為に伴って行われた複数の当事者間の複数の取引に係る会計処理について、大半の資金移動を帳簿上の処理により省略した形で資金決済が行われているのは、本件各口座間で行われた本件資金決済の当事者が全てCグループ法人という同族会社であればこそ可能であったといえるべきである。

この点、独立当事者間の通常取引においても、事務の省力化や決済手数料の節減という観点から中間的な決済を省略したり、また、当事者間に従前の取引に基づく債権債務関係が存在する場合等には、それらの債権債務を精算した上で必要最低限の資金移動のみを行うよう取り決めたりして、資金決済を省略することもあり得ることといえる。しかしながら、本件資金決済において必要最小限の資金移動を行うのであれば、e銀行のC名義口座からd銀行渋谷明治通支店の原告名義の口座に対して直接2億7432万円の送金を行うだけで足りたはずである。このように、仮に、Cグループが決済手数料等の節減のために必要最低限の資金移動による決済のみを行い、会計処理に対応した決済を省略したのだとしても、C名義の上記口座及び原告名義の上記口座以外の預金口座に資金を通過させる合理的な理由は見当たらず、これらの資金移動を行う必要性は認められないといえるべきである。

(ウ) 原告が無担保で本件借入れをしていること

原告は、本件借入れ当時いわゆるペーパーカンパニーであり、見るべき資産や近い将来相当の収益が得られる見込みのある事業も有していなかったにもかかわらず、同じくCグループに属する同族会社であるKから、無担保で約866億円もの多額の融資を受けたというのであって、このような融資はCグループ法人という同族関係を前提としなければ到底あり得ないものであった。したがって、本件借入れ自体に着目しても、本件借入れは原告がCグループ法人という同族会社でなければ通常なし得ないものであったことは明らかである。

(エ) 原告の意思決定の経緯について

本件一連の行為に係る原告の意思決定の経緯についてみると、Bから原告に対する295億円の本件増資は、平成20年10月29日午前9時30分に決済がされているが、原告が、その意思決定機関であるマネジメント・コミッティーにおいて、本件増資について承認したのは、同日午前11時から午前11時2分までのことである。同様に、原告のKからの本件借入れについては、同日午前9時50分に決済がされているところ、原告がマネジメント・コミッティーにおいて本件借入れを承認したのは、同日午前11時2分から午前11時4分までのことであり、原告からHに対するD株式代金の支払についても、午前10時48分に行われているにもかかわらず、原告がマネジメント・コミッティーにおいて本件買収を承認したのは、同日午前11時4分から午前11時6分の間のことである。原告の業務執行規程上、原告の意思決定機関はマネジメント・コミッティーであるところ、本件一連の行為のうち本件増資、本件借入れ及び本件買収については、原告の意思決定機関であるマネジメント・コミッティーによる承認が行われる前に、資金の決済が実行されており、原告の意思決定とその実行との前後関係が逆転している。このように、原告の意思決定がされる前に、意思決定に基づかない資金決済が先行して実行されているのは、原告がCグループ法人という同族会社であり、その意思決定が親会社によって自由に支配されているためである。上記のような原告の意思決定の経緯からしても、本件一連の行為は、原告がCグループ法人という同族会社であればこそ実現可能であったものであり、同族会社でなければ通常なし得ない取引というべきである。

(オ) 小括

以上のとおり、本件一連の行為は、会計処理上も実際の資金決済の上でも、Cグループ内の資金還流（循環取引）を前提として初めて実行可能なものである上、原告の意思決定機関であるマネジメント・コミッティーによる承認前に資金決済の一部が行われており、このような取引は、全ての取引当事者がCグループ法人であって、Cが原告の意思決定を自由に支配し得るといふ同族会社であればこそ実現可能なものである。したがって、本件一連の行為は、同族会社でなければ通常なし得ないものであることが明らかである。なお、このことは、仮に予備的主張1又は予備的主張2を前提としても同様である。

イ 本件一連の行為が、Cグループ内の支配関係、事業運営等に与えた実質的な経済的影響はなく、経済的合理性がないこと

(ア) 法人格と組織形態の変更による経済的な影響はないこと

本件一連の行為の前において、Cグループ法人で日本国内の音楽事業を行っていたのは株式会社であるDであったが、本件一連の行為の後においては、合同会社である原告に変更された。

しかしながら、平成20年12月31日現在の原告は、事業拠点となる固定的施設や従業員を有しておらず、売上高等の事業活動を示す収益計上もなかった。このように、原告は、本件設立（平成20年10月●日）から本件合併（平成21年1月●日）までの約3か月間、固有の事業所や従業員を有しておらず、事業活動も行っていないいわゆるペーパーカンパニーというべき状態にあった。

他方、①Dが作成した想定問答集には、原告がDの全ての事業と従業員を引き継ぎ、事業内容も同じであって、単に社名と組織を変更するのみで事務運営は全く変わらないことが記載されていたほか、②原告が報道関係者向けに作成した「合併、及び役員人事に関するお知らせ」と題する文書には、原告は、Dと合併してDの全ての権利義務を承継したところ、Cグループに属する法人の100%出資による日本法人であるという位置付けに変わりはなく、事業内容も従来どおりであり、Dの役員が引き続き原告の役員であることが記載されていた。さらに、③原告の登記簿上の目的の内容は、Dのそれと同一であり、Dと原告の事業部の部署名もその多くがそのまま引き継がれていたほか、④Dにおいて一定の議事を審議するために行われていた取締役会と同様に、原告においても、一定の議事を審議するためにマネジメント・コミッティーが置かれており、本件合併直後の平成21年1月5日に開催されたマネジメント・コミッティーにおいては、Dによる平成20年の音楽事業の売上げと利益に係る報告が行われるとともに、原告による平成21年の音楽事業に係る目標設定をも併せて審議していた。加えて、⑤本件合併直前のDの売掛金の相手先と本件合併後の原告の売掛金の相手先が変わりはなく、在庫製品の種類や金額規模を比較しても、その事業内容が変化したと認めるに足りる違いはない。このように、本件一連の行為の前後で、日本国内の音楽事業を行う主体が株式会社であるDから合同会社である原告に変わったことは、単なる社名と組織形態の変更にとすぎず、事業内容等の実質的な変更をもたらすものではなかった。

したがって、本件一連の行為により日本国内で音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）の法人格や組織形態に違いを生じたことにつき、事業運営上実質的な意味があったと認めることはできない。むしろ、本件において組織形態を合同会社とするための方法としては、株式会社であるDを合同会社に組織変更するのが通常であり、組織形態の変更のためにあえて合同会社を新規設立した上でこれと合併させるというのは、経済的合理性のない迂遠な方法といわざるを得ないのであって、経済的、実質の見地から客観的に見て不合理、不自然というべきである。

(イ) 日本国内で音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）における支配関係に実質的な変更はないこと

本件一連の行為の前において、日本国内で音楽事業を行うDの直接の親会社はHであったが、本件一連の行為の後において日本国内の音楽事業を行うこととなった原告の直接の親会社はBであるから、日本国内の音楽事業の主体となるCグループ法人の直接の親会社はHからBに変更されている。

しかしながら、日本国内で音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）の資本関係を遡った場合、本件一連の行為の前後いずれにおいても、Uに行きつくことに変わりはない。そして、B及びH並びにそれぞれこれらの直接の親会社であるI及びJは、いずれも従業員を有しておらず、事業拠点となるような固定的施設もないほか、中間持株会社としての投資収益以外に収益の計上がない。すなわち、これらの各社は、いずれも固有の事業所も従業員

も有しないいわゆるペーパーカンパニーであり、日本国内で音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）に対して事業上何らかのコントロールを及ぼすことができるような機能を有しているものとはいえない。

また、税務調査の際、フランスからCの税務・財務担当者が来日し、調査担当者に対して本件再編成等スキームについて説明したことや、その目的や計画を記載した文書の作成者や本件再編成等スキームに係るメールの送信者がCに所属する者であったことからすれば、少なくとも税務・財務面におけるプランニングや対外的対応は、組織再編の前後を問わず、究極の親会社であるCが主体となって行っていたものと認められる。

したがって、日本国内で音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）の親会社がHからBに変更されたとしても、両者ともペーパーカンパニーであったことからすれば、Cグループ内の支配関係に実質的な変更はなく、日本国内の事業運営に具体的な影響を及ぼしたものと認め難い。

以上のことからすれば、本件一連の行為の前後で、日本国内で音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）に対する実質的な支配関係及び事業運営には何ら変更がないものと認められる。

(ウ) 資本金の額が増額されたことは実質的な経済的影響を生じさせていないこと

本件一連の行為の前において、日本国内の音楽事業を行っていたDの資本金は35億6100万円であったのに対し、本件一連の行為の後において、原告の資本金は29億50200万円となり、日本国内の音楽事業を行う主体の資本金が形式的には約260億円増加した。

しかし、Dの平成20年12月期末において、Dは、資本準備金として32億5000万円、利益準備金、固定資産圧縮積立金及び繰越利益剰余金の合計額として約247億円の利益剰余金を計上しており、純資産の部（株主資本）の残高としては、資本金額35億6100万円に上記資本準備金及び利益剰余金の合計約279億円を加えた合計約315億円を計上していた。他方、原告は、平成20年12月期末において、純資産の部（株主資本）の残高として約284億円を計上していた。

そうすると、本件合併直前のDと本件合併後の原告とを比較して、資本金額が約260億円増加したというのは、本件合併直前のDにおいて、株主資本のうち資本準備金及び利益剰余金として計上していた金額を資本金に振り替えて組み入れたのと同視することができる。すなわち、日本国内で音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）の株主資本の規模（金額）という実質的な観点から見れば、本件合併直前のDの株主資本は約315億円であり、本件合併後の原告の株主資本は約284億円であるから、株主資本の規模に大きな変更があったとはいえない。したがって、資本金額の増加といっても、株主資本の内訳（組み入れた科目）が変更されたにすぎないといえることができ、実質的に意味のある変更とはいえない。

(エ) 本件一連の行為により資産や収益の増加をもたらしていないこと

本件一連の行為の前において、Dは、実質的に固定的な負債を有していなかったのに対し、本件一連の行為の後においては、原告に固定的な負債86億6132万円が新たに生じた。

原告は、本件借入れ及び本件増資により得た資金を用いて、D株式という資産を取得したが、原告が取得したD株式は、本件合併に伴い、抱合い株式消滅損失の計上により消却処理されて消滅した結果、原告は経済的に何ら得るものはなく、財務上54億4633万75

32億円の債務超過となった。

他方、原告は、本件合併により、Dの有していた資産・負債をそのまま引き継ぎ、日本国内でCグループの音楽事業を行うこととなったものの、かかる変更は実質的なものとは認め難い。また、Dないし原告において、本件一連の行為を通じて、新たな資産を取得したり、新たな収益が生じるなど、何らかの経済的価値の流入があったとは認められず、かつ、将来的に収益の増加が見込まれることとなったなどの事情も認められない。そればかりか、原告においては、本件借入れに基づいて利息が発生することにより、年間数十億円の利益が減少することが見込まれることとなった。

このように、日本国内の音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）においては、本件一連の行為を通じて、本件借入れにより多額の負債が発生したにもかかわらず、それに見合うだけの資産や収益等が生ずることはなく、事業上実質的な変更がないにもかかわらず、利益の減少だけが見込まれることとなった。したがって、本件一連の行為は、原告において、資産や収益の増加をもたらすことなく、本件借入れによる負債のみを生じさせるものであるから、経済的、実質的見地から客観的に見て経済的合理性を欠くことは明らかである。

ウ Cグループの組織再編としても経済的合理性を欠くこと

原告の少数株主等であるCグループ全体ないしその究極の親会社であるCから見ても、本件一連の行為は、同グループの組織再編として経済的合理性を欠くものである。

(ア) 日本国内において音楽事業を行うCグループ法人（Dないし原告）の組織形態が株式会社から合同会社になっても、当該音楽事業の実態に何ら変化がなかったことからすれば、Dの組織形態を合同会社とするために、あえて合同会社を新規設立した上でDを吸収合併するという迂遠な方法をとる必要はなく、株式会社であるDを合同会社に組織変更すれば足りるのであるから、本件一連の行為を日本におけるCグループの組織再編として見たとしても、経済的、実質的見地から客観的に見て不合理、不自然というべきである。

(イ) また、原告は、平成20年10月29日、D株式を取得（本件買収）した上で、平成21年1月●日にDを消滅会社として本件合併を行っている。通常、合併に先だって合併法人が被合併法人の株式を全て取得するのは、被合併法人の買収により親法人となった合併法人が、その後の合併に当たって被合併法人の意思決定を自ら行うことができるからである。しかしながら、原告及びDは、従来から、資本的にいずれもCグループの完全支配下にあった法人であり、被合併法人であるDの意思決定はもともとCにより自由に行うことができたのであるから、原告が本件合併をする上で、その合併に先立ってD株式を取得（本件買収）しておくことは必要ではなかった。そうすると、本件一連の行為は、原告がDの吸収合併を実現するために必要でない本件買収をあえて行ったという点で迂遠であり、日本におけるCグループの組織再編としても、経済的、実質的見地から客観的に見て不合理、不自然というべきである。

(ウ) さらに、本件一連の行為の前において、原告は、200万円の出資で設立され、事業拠点となる固定的施設や従業員もなく、特に事業活動を行っていない状態にあり、295億円という本件増資や約866億円という本件借入れの規模に比して僅少な資本金額のいわばペーパーカンパニーであって、本件合併直前の平成20年12月期において、何ら営業利益を計上していない一方で、本件借入れに係る利息により10億円を超える損失を計上していた。これに対し、Dは、平成18年12月期及び平成19年12月期には約74億円、平成20

年12月期には約111億円の営業利益をそれぞれ計上しており、日本国内の音楽事業を行う法人として優良な事業実績を達成していた。そうすると、上記のとおり、原告は、後に本件合併に伴って消滅することとなるD株式以外にこれといった保有資産もなく、実体的な事業を行ってもいないいわゆるペーパーカンパニーであるにもかかわらず、本件合併により、優良な営業実績を達成していたDを吸収合併したということになり、原告とDとの経済的実態からすれば、本件一連の行為は、組織再編としても、経済的、実質の見地から客観的に見て不合理、不自然であるというべきである。

(5) 本件における原告の行為は経済的合理性がないこと（予備的主張2に係る当てはめ）

仮に予備的主張2を前提としても、本件借入れは同族会社でなければ通常なし得ない行為であること、本件再編成等スキームを実行するため本件借入れにより本件一連の行為を成し遂げたことが、Cグループ内の支配関係、事業運営等に実質的な経済的影響を与えていないこと、Cグループの組織再編としても経済的合理性を欠くことは、上記（4）で主張したところと同様である。

(6) 原告の主張に対する反論

ア オランダ法人の負債軽減との主張について

(ア) Cグループにとってオランダ法人の負債軽減を図ることが適切であったとしても、Dないし原告にとって経済的合理性があることは直接結びつくものではない。すなわち、オランダ法人の財務が健全化されたとしても、それによって原告に生じる利益は、抽象的なものであり個別具体的な経済的利益といえるものではない。仮に何らかの具体的な経済的利益が原告に生ずるとしても、原告は、約566億円の残元本を、その後に獲得する資金から返済していかなければならないとともに、その負債に対する利息の支払は、年間数十億円という巨額に上るものであり、Dの営業利益の額の過半にもなり得る規模のものであって、得られる経済的利益はかかる負債の規模を上回るものとはいえない。

(イ) そもそも、原告がいうオランダ法人の負債の額や内訳等も明らかではない。したがって、原告の主張するオランダ法人の負債に係る事実関係自体を認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

(ウ) 更にいえば、Cグループがオランダ法人の負債を軽減するために、D株式の売却代金を原資とした理由が明らかではなく、その必然性、合理性は何ら明らかとはなっていない。

イ 日本の関連会社の経営の合理化、資本関係の整理について

原告の主張によっても、その主張に係る本件8つの目的のうち、目的②、目的③、目的⑥、目的⑦及び目的⑧がどのような関係があるのかが具体的に明らかとなっておらず、単に「日本の関連会社の経営の合理化」という項目によってまとめることができそうな目的を寄せ集めただけで、「柱」と呼べるような実体はないものといわざるを得ない。また、結局のところ、Cグループにとっての「日本の関連会社の経営の合理化」が目的であったというものにすぎず、Dないし原告にとっての経済的合理性の有無と直接結びつくものではない。これらの達成により、Cグループにとって「日本の関連会社の経営の合理化」が図られ、Cグループに何らかのメリットが生じるとしても、そこから日本法人にもたらされるメリットは間接的かつ将来的に得られる可能性のある一般的、抽象的なものにすぎない。仮に、そのような「利益」が生じるのだとしても、原告ないしDにとっては、約866億円の負債のみが増加し、約300億円の余剰資金が失われるだけでなく、この資金の額を大きく上回る額の元金の返済が更に必要になるとともに、その負債に対する年数十億円もの利息を支払わなければならないという犠牲

を払うこととなるのであり、上記のような抽象的なメリットが上記の犠牲を上回るとは到底いえない。

ウ Cグループの財務の合理化（目的④及び⑤）について

(ア) Cがユーロ建ての高い金利を享受できていなかったことやCグループにとって為替リスクが生じており、このような状況を解消する必要があったとしても、それは親会社であるCあるいはCグループ全体にとっての事業目的であって、Dないし原告にとっての事業目的ではないから、無関係であるというほかない。

(イ) 原告の主張によっても、日本法人の財務が合理化されることによってもたらされる原告の経済的利益とは、CあるいはCグループにもたらされるメリットを通じてCグループ全体の財務力が高まることによってもたらされる利益であり、かつ、経済的利益ないしメリットの多くは必ずしも定量化することができない定性的なものなのであるから、Cグループに属する者であれば間接的に享受することができる抽象的なものにすぎないし、現実には、実際に享受するかどうかも分からないものである。

仮に、そのような利益が生じたとしても、原告にとっては、約866億円の負債のみが増加し、約300億円の余剰資金が失われるだけでなく、この資金の額を大きく上回る額の元金の返済が更に必要になるとともに、その負債に対する年数十億円もの巨額の利息を支払わなければならないという犠牲を払うこととなるのであるから、原告の主張するような上記の間接的かつ抽象的な利益が原告の犠牲を上回るとは到底いえない。

(ウ) 本件財務関連取引をするに当たりCが用いた資金は、もともとDが有していた余剰資金300億円であった。そして、当該資金が流用されて原資の一部となって原告に対する本件貸付けが行われた上で、本件買収及び本件合併が行われたのであるから、Dないし原告からすれば、本件借入れは、いわば、自身の有する余剰資金を自らが借りて負債を生じさせたものであるということができる。つまり、本件借入れは、その原資の点からみても、「日本の関連会社」であるDないし原告に、新たな資産や収益の流入を生じさせることなく、負債のみを生じさせるものであったというべきである。

その結果、Dないし原告は、余剰資金300億円を失うのみならず、約544億円の債務超過の状態となり、失った余剰資金の額を大幅に上回る金額の負債を引き続き返済する義務を負うとともに、本件借入れに係る利息を支払わされることにより、「業績が堅調であり十分な収益力を有するD」であった状態から年間数十億円の利益が減少することが見込まれることとなってしまったのである。

このように、本件借入れをその原資から検討しても、およそ経済的合理性は認められないものであったことが明らかである。

(7) 小括

以上に述べたところによれば、Cグループは、本件一連の行為によって、原告を設立し（本件設立）、いわゆるペーパーカンパニーである直接の親会社が入替わりだけで日本国内の音楽事業の実態やCグループ内の支配関係等に実質的な変更を来すことなく、また、新たにDないし原告に収益や資産の増加をもたらすこともなく、多額の負債を負担させることにより、利益の減少だけが見込まれることとなったのであるから、本件一連の行為（又は少なくとも本件借入れ）は、Dないし原告にとって、それ自体、経済的、実質的見地から客観的に見て不合理、不自然といえる（なお、日本におけるCグループの組織再編として見ても、本件一連の行為は、経済的、実質

的見地から客観的に見て、不合理、不自然というべきである。) 。また、本件一連の行為は、このような現実の資金を要しないCグループ内の資金還流によって初めて全体として実行可能であり、全ての取引当事者がCグループ法人という同族会社であるからこそ実現可能なものであって、同族会社でなければ通常なし得ない行為である。したがって、本件一連の行為は、同族会社でなければ通常なし得ない経済的合理性を欠く行為であるから、それにより生じた税負担減少結果は法132条1項にいう「不当」と評価できる。

(原告の主張の要旨)

#### (1) 租税回避の意図、目的(主観的要件)

不当性要件の該当性については、当該行為の経済的合理性の有無によって判断すべきであるが、同族会社の行為又は計算に、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的があったと認められる場合には、その事実は、不当性要件の評価障害事実として、同要件の認定判断において考慮する必要がある、正当な理由ないし事業目的があれば「不当」ということは困難であり、否認は許されないと解すべきである。

#### (2) 経済的合理性の有無の判断対象となる法人

法人税法132条1項は、「次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」と規定しており、「次に掲げる法人」として、「内国法人である同族会社」(同項1号)等、その属性によって、適用対象の法人を列挙している。このように、同項は、行為又は計算の主体の属性が同項各号のいずれかに該当する場合にのみ適用されるという構造の規定であることから、文理上、「その法人」(同項柱書の「その法人」)は、法人税につき更正又は決定を受けた法人(更正対象法人)を指すとしてしか解しようがない。このような解釈は、同項はあくまでも同項が定める法人という単体の法人の法人税の負担の不当な減少に対処するための規定であり、複数の法人から成る企業グループ全体での法人税の負担を問題とする規定ではないという同項の位置付けとも整合するものである。

したがって、「その法人の行為又は計算」とは、更正対象法人の行為又は計算を意味するものであり、それ以外の法人の行為又は計算は、たとえ株主、グループ法人等「その法人」と密接な関係のある法人の行為又は計算であっても、これに含まれないと解すべきであり、本件においては、原告のみが「その法人」に該当し得るとすべきである。

#### (3) 「行為又は計算」の解釈

ア 法人税法132条1項は、「その法人の行為又は計算」のうち、「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」について、これを否認して正常な行為又は計算に引き直して所得等を計算する権限を税務署長に与えているものである。そうすると、「その法人の行為又は計算」を容認するか否認するかにかかわらず、およそ法人税の負担に影響がない行為又は計算は、そもそも「その法人の行為又は計算」に該当しない。また、およそ租税法上の効果は、個々の私法上の行為を基礎として、当該私法上の行為について租税法が課税要件を定めているために発生するものであるところ、同項は、「その法人の行為」に対して、その行為に基づいて生じた事実をなかったものとして租税法上の効果を計算する権限を税務署長に与えた規定であることからすれば、否認の対象となる「その法人の行為」は、引き直しを行うことにより課税要件を満たし得る私法上の行為をいい、引き直しを行ったとしても、およそ課税要件を満たし得ない行為、つまり法人税の負担に影響がない行為はこれ

に含まれない。同項の文言上も、「その法人の行為又は計算」を「容認した場合」には「法人税の負担を不当に減少させる結果」が生じるという、「行為又は計算」と法人税の負担の減少との結びつきが要求されている。かかる同項の趣旨及び文言からすれば、更正対象法人のある行為又は計算を容認したとしても、更正対象法人の法人税の負担の減少に結びつかない行為又は計算は、同項の適用対象である「その法人の行為又は計算」に含まれないと解するべきである。

加えて、法人税法132条1項には、「その法人の行為」が複数の行為を含むという解釈の手がかりとなるような文言は一切なく、むしろ、同条2項は、同族会社の判定時期について「同項に規定する行為又は計算の事実のあった時の現況によるものとする。」と規定している。このような同項の文理と、課税要件である私法上の行為は私法上の規律に従い各々の単一の私法上の行為（借入れや合併等）を意味することを併せ考慮すると、同項の「その法人の行為」は、単一の時点における一個の行為であることを前提としているものと解される。

したがって、更正対象法人の法人税の負担の減少に結びつかない行為又は計算は、その法人の「行為又は計算」には含まれず、また、一連の行為のような私法上の複数の行為をまとめてその法人の「行為又は計算」に該当するとして法人税法132条1項を適用するということは同項の想定するところではないというべきである。

#### イ 本件における「その法人の行為又は計算」に該当し得る行為

##### (ア) 本件設立

設立とは会社を成立させる行為のことであり、合同会社においては、設立はその合同会社の社員になろうとする者による、定款の作成（会社法576条）、出資の履行（同法578条）、設立登記申請等の行為であり、設立される合同会社の行為ではない。すなわち、本件設立は、原告の社員になろうとしていたBによる行為であり、原告の行為ではないため、「その法人の行為又は計算」とはなり得ない。また、本件設立によって法人税を負担する主体である原告が成立したのであるから、本件設立によって原告の法人税の負担が減少することはおおよそなく、本件設立は原告の法人税の負担の減少とはおよそ結びつかない行為である。

したがって、本件設立は、法人税法132条1項の「その法人の行為又は計算」とはなり得ない。

##### (イ) 本件増資、本件買収及び本件合併

本件増資は、原告の税務上の資本金等の額の増加を生ずる行為であるにすぎず、本件増資によって原告の法人税の負担が減少することはなく、本件増資は原告の法人税の負担の減少とはおよそ結びつかない行為である。

本件買収は、原告の行為であるが、本件増資及び本件借入れにより調達した資金により、それに見合う資産であるD株式を購入したものであり、原告の収益若しくは時価ベースの資産を減少させ又は原告の損失を増加させたものではない。

本件合併は、原告がその完全子会社となったDを吸収合併したものであり、原告の行為ではあるが、原告は合併法人（存続法人）であるから、本件合併は原告の税務上の資本金等の額の減少を生ずる行為であるにすぎない。したがって、本件合併によって原告の法人税の負担が減少することはおおよそなく、本件合併は原告の法人税の負担の減少とはおよそ結びつかない行為である。

##### (ウ) 本件一連の行為の全体

本件一連の行為については、原告が本件設立により設立され、本件増資及び本件借入れにより原告が調達した資金により本件買収を行い、これに関連してCグループ法人間の資金の流れが生じ、また本件買収の結果原告の完全子会社となったDを原告が本件合併により吸収したという事実上の関連性があることは認めるが、本件一連の行為の全体を法人税法132条1項に定める「その法人の行為又は計算」に該当すると捉えることはできない。一連の行為のような私法上の複数の行為をまとめ、否認対象としない行為まで含めて「その法人の行為又は計算」に該当するとして法人税法132条1項を適用するということは同項の想定するところではない。被告は、本件一連の行為全体を否認すべきであるとしつつ、課税標準等の計算においては、本件借入れのみをなかつたこととして計算しているが、このように否認すべき行為と課税標準等の計算の方法が齟齬するのは、被告の「その法人の行為又は計算」の解釈適用が誤っていることを示すものである。

(4) 本件借入れは経済的合理性があること

ア 本件組織再編取引をする経営上の必要性

本件組織再編取引は、Cグループが全世界で買収を重ねた結果錯綜したグループ内の関連会社の関係を整理して事業を効率化するとともに財務上の利益を図るために実施されたものであり、次のようなオランダ法人の負債軽減（目的①）、日本法人の経営の合理化（目的②、③、⑥、⑦及び⑧）及び日本法人の財務の合理化（目的④及び⑤）の3つの柱（本件8つの目的）を同時に達成するために行われたものである。

目的① オランダ法人全体の負債を軽減するための弁済資金を取得すること

目的② 日本法人を1つの統括会社の傘下にまとめること

目的③ 日本における音楽出版事業会社を合併により1社とすること

目的④ 日本法人の円余剰資金を解消し、Cが為替リスクをヘッジすることなく、ユーロ市場での投資活動を行うことを可能にすること

目的⑤ 日本法人の資本構成に負債を導入し、日本の関連会社が保有する円建ての資産及び日本の関連会社が生み出す円建てのキャッシュフローに係る為替リスクを軽減すること

目的⑥ 業務系統と資本系統の統一を図ることにより経営を合理化・効率化すること及びXの余剰資金を減少させること

目的⑦ 日本法人を合同会社にすることにより、米国税制上のメリットを受け、又はデメリットを回避するとともに、原告を含む日本の関連会社の柔軟かつ機動的な事業運営を行うこと

目的⑧ 当時検討されていた日本におけるCグループ外の音楽会社の買収に備えること

イ オランダ法人の負債軽減（目的①）について

(ア) Cグループとしては、オランダ法人において、負債の支払利息が営業利益を大幅に上回る状況であり、営業利益に比して過大な負債を抱えていたため、財務戦略の観点から、かかる過大な負債を軽減する必要がある。つまり、営業利益に比して過大な負債を抱えたオランダ法人は、その営業利益を原資として過大な負債の利息を支払うことができないため、過大な負債の利息の支払のために、更なる負債等による資金調達を行う必要に迫られるという悪循環に陥りかねず、債務不履行のリスクを生じさせ、第三者からの信用や評判を失墜するおそれがあった。そのようなおそれを生じさせないことはCグループの財務戦略上、極めて重要であるため、オランダ法人の負債の弁済資金を調達することにしたのである。そして、実

際の結果としても、オランダ法人全体の負債が軽減され、Cグループ全体の財務状況がより適正化された。

Hがその株式の100%を有していたDは、堅調な業績を反映して、純資産額を大幅に超える1144億1900万円もの企業価値（株式時価総額）を有していた。したがって、HによるD株式の譲渡（本件組織再編取引の一部）は、まさにオランダ法人の負債軽減のための資金調達に適した取引であった。本件組織再編取引によりオランダ法人であるH及びVは、D及びWの株式売却代金をそれぞれ受け取り、この資金をオランダ法人であるU及びQに対して貸し付けた。そして、Uは、Kに対する既存の負債である4億8292万3460ユーロを弁済し、Qは、Kに対する既存の負債である4億0932万3499ユーロ及びCグループの資金管理を行うフランス法人であるLに対する既存の負債である6650万9535ユーロをそれぞれ弁済した。これにより、オランダ法人全体のK及びLに対する負債が軽減された。なお、オランダ法人間での貸借関係は発生するが、オランダ法人内において、連結親子会社間の貸借関係は相殺され消去されることになる。このように、結局のところ、本件組織再編取引とこれに伴う本件財務関連取引によって、オランダ法人全体の負債は、9億5875万6494ユーロ減少した。

(イ) Cグループでは、本件組織再編取引当時から現在に至るまでCMS（資金集中管理制度）を採用している。Cグループが採用しているCMSは、大企業が一般的に活用しているものと同じ制度である。CMSを導入する経済的なメリットとして、親会社が一括して資金調達をすることで、グループ各社が直接行うよりも有利な条件で、機動的にかつ安定して借入れを行うことができることが挙げられる。

Cグループにおいては、グループ外部の銀行等から借入れを行うのはCのみであるところ、Cは、Cグループ法人（関連会社）全体の資産状況に基づくその信用力を活かして、有利な条件で、機動的にかつ安定して借入れや社債発行による資金調達を行うことができる。そして、Cグループの財務力が高まれば、Cの信用力もより高まる（信用リスクがより低くなる。）ため、いわゆるリスクプレミアム（利息の利率が上がること）を抑えることができ、Cの負債による資金調達力がより高まることになる。

他方で、Cグループの財務力が高まることにより資金調達力が高まることは、CグループのCMSに参加している原告を含むCグループ法人が、市場の状況等にかかわらず、機動的にかつ安定して何らのリスクを負担することもなく自国の通貨でCMSに基づき資金を調達できることになるということの意味する。すなわち、原告にとっては、銀行等の日本の金融機関から借入れをする場合に比べて、市場の状況や個別金融機関の状況に応じた個別の与信審査や交渉、実務手続等の手間を一切かけることなく、機動的にかつ安定して何らのリスクを負担することもなく自国の通貨で資金を調達できるようになるということである。このことは、原告において、経営の3要素であるヒト・モノ・カネのうちカネの心配をしなくて済むということであって、原告にとっては多大な経済的利益である。この意味で、Cグループの経済的利益は、最終的には原告の経済的利益と連動している。

ウ 日本法人の経営の合理化、資本関係の整理（目的②、③、⑥、⑦及び⑧）について

(ア) 本件組織再編取引等の前、日本法人にはD（E等のその子会社を含む。）、W及びZの3つの会社群があった。主要なレコード音楽会社であるDの親会社がオランダ法人であるHであったのに対し、Wは親会社がオランダ法人であるVである。またZの親会社は英国法人で

あるYであって、各社の親会社は異なっていた。このように本件各日本法人の間に直接の資本関係がなく、持株会社も存在しなかったため、日本における事業を統一的に管理することが困難な状況であった。そのため、日本における事業を統一的に管理し、将来買収する会社の株式を統一的に保有するために、持株会社を設けてその傘下に他の日本の関連会社を子会社として帰属させることが必要であった。

また、本件各日本法人は、業務遂行の指揮監督を英国法人であるaから受けていたが、上記のとおりD及びWの親会社はオランダ法人であるH及びVであり、オランダ法と資本関係があったものの、英国法人とは資本関係がなく、資本関係と指揮監督関係に齟齬が生じていた。そのため、資本関係と指揮監督関係を一致させて日本法人を合理的・効率的に管理するために、DとWについて、英国法人と資本関係を持たせる必要があった。

さらに、Cグループは、買収により日本の音楽出版事業会社であるWを傘下に収めたが、Cグループは既にEという音楽出版事業会社を有していたため、これらを合併により1つの法人とすることで、音楽出版事業会社として経営効率を高めることが必要であった。

(イ) 本件組織再編取引の後、英国法人の最上位にあり、英国法人の持分会社であるIの傘下に日本法人を置くことにより、日本法人と英国法人との間の事業遂行上の指揮監督関係と資本関係の統一化を図ることができた。

その結果として、Cグループは、事業遂行上の指揮監督関係と資本関係が複雑に入り組んだ従前の体制に比して、経営の合理化・効率化を図ることができた。このように、事業遂行上の指揮監督関係と資本関係の統一を図ることにより、経営を合理化・効率化する（販売チャンネルの獲得、営業ノウハウの共有、商品・サービス・価格支配力の向上、規模の拡大等による仕入、販売、物流、製造等に係るコストの削減）という経済的利益を生じさせたのである。

(ウ) 本件組織再編取引等の前、Xには約2億ポンドの余剰資金があった。Xは、この余剰資金約2億ポンドをCグループのCMSによってLに預金していた。Lは、Xから預かった余剰資金約2億ポンドを、Cに貸し付け、Cは、当該余剰資金約2億ポンドという貸借対照表リスク（貸借対照表に計上する外貨建ての金融資産に関する為替レート変動によるリスク）を有する外貨建ての金融資産を保有していた。Cは、ヘッジポリシーに従い、約2億ポンドのポンド資金に係る貸借対照表リスクを為替ヘッジする（リスクを避けるため、ある通貨と逆の動きを示す通貨の取引をする）ため、ポンドとユーロを交換し、将来の一定の時点で反対の交換をする通貨スワップ取引（本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引）の付随するユーロ建て預金を行った。ところで、その当時、ポンドの金利（4.41%）とユーロの金利（4.33%）の差は0.08%と極めて小さかったが、将来、ユーロ及びポンドの金利が変動することによって、為替ヘッジのための費用が発生するリスクは残っており、Cは、余剰資金約2億ポンドのポンド資金に係る貸借対照表リスクを消滅させることにより本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を打ち切る必要に迫られていた。

もともと、Xの当該余剰資金は、英国法上の1事業年度における配当額の上限を大幅に上回るものであったため、約2億ポンドの余剰資金を単純に配当によりCに還流させて、ユーロに両替することで貸借対照表リスクを消滅させるには、一定の年月を要する状況であった。そのため、本件組織再編取引を実行するに当たり、Cは、Cグループ外に預金していたXの余剰資金に由来するユーロ建ての預金を引き出し、本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引に

に基づき、ユーロ資金を渡し、ポンド資金を受け取った。Cは、その結果入手した当該約2億ポンドのポンド資金を、Bの原告に対する295億円（約2億ポンド相当額）の出資の原資として使用した。これにより、Cが本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引により為替ヘッジしていた分の約2億ポンドのポンド資金に係る貸借対照表リスクは消滅し、Cは、本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を行う必要がなくなった。一方で、本件財務関連取引の実行に必要であったポンドとユーロの両替により、Cは、ユーロ資金と引き換えに、1億9995万4332ポンドのポンド資金を入手した。Cは、入手した約2億ポンド（1億9995万4332ポンド）のポンド資金を、ユーロに両替して、ユーロ建ての負債を弁済した。

このような取引により、Cグループ全体において資金調達費用の節約による財務上の利益がもたらされることが見込まれることとなった。

(エ) 原告の間接的な完全親会社には米国法人であるMがあるところ、本件組織再編取引により、原告を含む日本の関連会社を合同会社とすることで、米国税制上、構成員課税（事業体が稼得した所得を、当該事業体ではなく当該事業体の構成員に帰属させて課税する、米国法上の制度である。）を選択でき、その場合、原告は、Mと法人格を同一とするMの支店として取り扱われることになる。これにより、Mに対し、たとえば米国税制上のいわゆるCFC税制が適用される等のデメリットを回避することができる。

また、本件組織再編取引により、原告を含む日本の関連会社を合同会社とすることで、柔軟かつ機動的な事業運営を行うことが可能となる。具体的には、合同会社には、機関設計に関する規制がないため、株式会社と異なり、社員間の合意で業務執行を行い（会社法590条1項）、必要に応じて業務執行社員（法人又は自然人）を選任することができ（同法591条、598条1項）、株式会社におけるような株主総会及び取締役の設置義務（同法326条1項）はなく、また、大会社（同法2条6号）に相当する規模の会社であっても会計監査人及び監査役の設置義務（同法328条、327条3項）がない点で、不要な機関設計に係る費用を削減しつつ、柔軟な事業運営を行うことが可能になる。そして、上記のとおり株主総会及び取締役の設置義務がなく、社員間の合意で業務執行を行い、必要に応じて業務執行社員を設置することができる点で、機動的な事業運営が可能となる。実際にも、Dは、本件組織再編取引等の前の最終事業年度（平成19年12月期）において優に5億円以上の資本金を有しており、大会社として、法律上の義務に基づき、監査役及び会計監査人を選任していたが、原告は、会社法上の大会社に相当する規模の会社であるにもかかわらず、会計監査人及び監査役を設置しないことで監査費用を削減できた。また、原告においては、法人であるBを業務執行社員とすることにより、機動的な事業運営を可能にしたものである。

(オ) 本件組織再編取引当時、日本において、当時のCグループ外の音楽会社の買収が検討されていた。このため、本件組織再編取引により、任意の時期にCグループ外の日本の音楽会社を買収し、必要に応じて適切な時期に適切なCグループの関連会社と合併させることを可能にする、受皿の機能を果たす統括会社（すなわち本件組織再編取引後の原告）を設ける必要があった。実際に、このような買収に必要な体制を整えた後、平成25年4月●日に、原告は日本における株式会社◎を吸収合併し、事業を拡大した。

エ Cグループの財務の合理化（目的④及び⑤）について

(ア) Cグループが全世界で買収を繰り返して被買収企業の余剰資金を取り込んだことや、Dの堅調な業績を反映して、日本の関連会社には円余剰資金約300億円が生じていた。円余剰

資金は、CMSに基づきLを介してCが保有しており、Cは当該外貨建て金融資産の貸借対照表リスクをヘッジするために通貨スワップ取引を行っていたため、ユーロ建ての高い金利を享受できない状況にあった。また、オランダ関連会社は営業利益の水準に比して過大な負債を抱えていた一方、日本の関連会社は、やはりDの堅調な業績を反映して営業利益の水準に比して負債が小さく、Cグループ内部の負債純額もマイナス（純額で債権を持つ）という状態となっており、Cグループからユーロ建てでみると、円建ての資産の存在により為替リスクが生じていた。そのため、円余剰資金を解消するとともに、日本の関連会社に負債を導入して、為替リスクをヘッジする必要があった。

円余剰資金の解消及び日本の関連会社への負債の導入を達成すれば、Cグループ全体の財務力が高まり、また原告が本件買収を行うための資金を調達することができるため、日本の関連会社の利益につながるものであった。

(イ) Cにおいては、ユーロ建てで貸借対照表を作成しているところ、原則として、貸借対照表リスクの全てについて、為替ヘッジを行うヘッジポリシーを有していた。そして、Dは、CグループのCMSに基づき、余剰資金約300億円をLに円建てで預金していた。Lは、Dから預かった余剰資金約300億円を、Cに対して貸し付け、Cは、約300億円の円資金という貸借対照表リスクを有する外貨建ての金融資産を保有していた。Cは、Cグループ外の銀行にこの約300億円の円資金を預金するに当たり、貸借対照表リスクを為替ヘッジする必要があった。そのため、上記約300億円の円資金につき、円をユーロと交換し、将来の一定の時点で反対の交換をする通貨スワップ取引（本件ユーロ・円通貨スワップ取引）の付随するユーロ建て預金をした。通貨スワップ取引では、異なる通貨の金利差が生じるため、これを調整するために、金利の高い通貨の元本を受け取った当事者は、低い金利の通貨を受け取った相手方にこれを調整するための支払をしなければならないから、本件ユーロ・円通貨スワップ取引の付随するユーロ建ての預金は、経済的には円建ての預金と同様の運用効果を有していた。すなわち、Cにおいては、平成21年（2009年）における日本円の運用利率を年0.97%（運用期間6ヶ月の場合）、ユーロの資金調達費用を年4.33%（調達期間6ヶ月の場合）と見積もっており、円及びユーロの金利に差異が存したため本件ユーロ・円通貨スワップ取引による為替ヘッジを継続すると、同取引の対象となる元本にユーロと円との金利差（3.36%）を乗じた額を基準とした費用を負担することとなり、ユーロ建ての預金の高い金利（年4.33%に近似する利率）をそのまま享受することができなかつた。もし為替ヘッジが不要となり、本件ユーロ・円通貨スワップ取引の付随しないユーロ建ての預金を行うことができれば、同取引に係る費用は不要となることを見込まれた。

そのためCは、上記のユーロ建ての預金を引き出し、本件ユーロ・円通貨スワップ取引に基づき、ユーロ資金を渡すことと引き換えに約300億円の円資金を受け取った。そして、Cは、300億円の円資金を、原告に対する貸付け（本件借入れの一部）の原資として使用した。これにより、Cが通貨スワップ取引により為替ヘッジしていた分の300億円の円資金に係る貸借対照表リスクは消滅し、Cは、本件ユーロ・円通貨スワップ取引を継続する必要がなくなり、その費用を節約することができた。一方で、本件組織再編取引の実行に必要であったグループ内の外国為替取引（円とユーロの両替）を行った結果、Cは、297億2568万円の円資金を入手した。Cは、入手した297億2568万円の円資金を、ユーロに両替して、ユーロ建ての負債を弁済した。

以上のとおり、Cが、本件ユーロ・円通貨スワップ取引を終了させ、同取引に係る費用を節約した上で、ユーロ建ての負債を弁済することによって、Xのポンドの余剰資金についての本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を終了させ、ユーロ建ての負債を弁済した効果（上記ウ（ウ））と併せて、Cグループ全体において平成21年（2009年）には820万ユーロ、平成22年（2010年）には810万ユーロの資金調達費用の節約による財務上の利益がもたらされることが見込まれることとなった。これにより、Cの財務が強化され、その信用が大きく増したのであり、CMSに参加していた原告は、これによる経済的利益を享受することができたものである。

オ 本件借入れは独立当事者間の取引と同じ経済条件でされた行為であること

原告がCグループに属さない独立した当事者である法人であると仮定した場合にそのような原告が本件借入れを行うことがおよそあり得ないか否かを検討するに、被告自身も本件借入れが独立当事者間の経済条件で行われたことを争っていないように、原告が独立した第三者である法人であると仮定した場合であっても、そのような原告が本件借入れを行うことがおよそあり得ないとはいえない。

そもそも、本件組織再編取引の後の、本件利息を損金の額に算入したCグループの日本における法人税の負担は、原告が独立当事者であるとした場合における法人税の負担と同額である。すなわち、被告が主張するとおり、経済的合理性の有無を内国法人についてのみ判断するとしても、原告は本件借入れと同様の利率、条件により借り入れて本件買収等を行うことができるから、その場合に利息を損金の額に算入することができるし、本件借入れの利率や条件が独立当事者間のそれと異ならない以上、本件借入れをするか否かは経営判断であって、法人税法132条1項の適否に際し、その経営判断の当不当に立ち入った判断をすることはできない。

カ 独立当事者間の取引と比較しても原告は経済的利益を得ていること

(ア) 原告は、オランダ法人の債務の債務引受けをしたのではないし、本件買収によりDの企業価値相当額の株式を取得したうえで、本件合併により同社を吸収合併して、その企業価値全体を承継したのであり、原告の純資産全体を時価ベースでみれば、原告の企業価値は何ら損なわれていない。本件買収時に、Dは多額の「のれん」を有していたことから、原告は、「のれん」を含むDの企業価値全体を把握することのできる鑑定評価を行った上でD株式を取得している。「のれん」は、定量的には、ある企業の取得原価（すなわち、買収価額）と当該企業の貸借対照表に計上されている純資産の時価との差額として把握される。かかる「のれん」を計上した貸借対照表を作成して資産の実態を把握しようとする、原告のD株式取得対価は1144億1800万円（取得に要した付随費用を含めると1144億3196万2396円）であり、またDの平成20年12月31日時点での貸借対照表に計上されている純資産の価額は315億3779万8166円であるから、これらの差額である828億9416万4230円がDの「のれん」を構成することになる。このように、原告は本件借入れにより増加した負債に対応する資産を有しているのであり、負債だけが増えたわけではない。さらに、当該「のれん」の譲渡は、通常の資産譲渡と同様に課税の対象取引となり得るのであり、本件合併が適格合併に該当するため原告については課税が繰り延べられたものの、将来、原告が事業譲渡をした場合には、当該「のれん」は譲渡益として実現して課税対象になるのであるから、原告は、本件一連の行為によって不当に法人税を免れたものではない。仮に被告が主張するとおり本件一連の行為を否認しつつ本件において課税し、将来、

原告が事業譲渡した際には本件一連の行為により原告が「のれん」を取得したことを前提として課税するのは一貫しない。

(イ) いわゆるデット・プッシュ・ダウンの方式（第三者間で行われるデット・プッシュ・ダウンの方式による買収においては、買収のためのビークル〔受皿会社〕としての法人を実質的買収者が設立し、同ビークルが負債により調達した資金を対象会社の買収資金に充て、その後対象会社を吸収合併するという取引形式も一般的に取られる。）による買収について、被告は経済的合理性があることを認めている。本件借入れ及び本件買収は独立当事者間の経済条件で行われたものである以上、本件買収及び本件借入れは、原告からみた場合、第三者間で通常行われるデット・プッシュ・ダウンの方式による買収と何ら変わりがない。被告の主張どおり不当性要件該当性の判断を内国法人のみを対象として行うのであれば、外国法人であるCグループ法人は、原告からすれば別個独立の別法人なのであるから、買収のための借入れを、Cグループからしたことをもって、経済的合理性を否定するのは一貫しない。

## 2 争点（2）（原告の本件各事業年度における欠損金額又は法人税額）について

（被告の主張の要旨）

### （1）法人税法132条1項に規定する「税務署長の認めるところ」による課税標準等の計算方法

ア 法人税法132条1項は、内国法人である同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、「その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより」法人税の課税標準等を計算することができる旨規定しており、同項の適用が認められる場合には、その法的効果として、税務署長は、自らの認めるところにより、法人税の課税標準等を計算して更正等の処分を行うことができる。すなわち、内国法人（同族会社）の行為又は計算を容認した場合に、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、その不当な税負担減少結果を排除するよう課税標準等を計算する必要がある。

そして、不当な税負担減少結果を排除する方法については、法人税法132条1項の文理上、「その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより」、「計算することができる」と規定されていることからすれば、同族会社の行為又は計算が私法上有効であるとしても、租税法上はなかったものとして、その課税標準や税額等を計算し直すことをいうものと解される。ここで、同族会社の行為又は計算を租税法上なかったものとして計算し直すというのは、正常な行為又は計算に引き直すことであって、必ずしも、実際に行われた行為又は計算とは異なる行為又は計算（例えば、実際に行われた行為とは取引の経済条件を異にする行為）を新たに設定した上でその新たに設定した行為又は計算を前提に課税標準等を計算し直す場合に限られず、経済的合理性を欠く行為又は計算が租税法上存在しないものとして、すなわち、当該行為又は計算がなかったことを正常な行為又は計算として、課税標準等を計算し直す場合も含まれるというべきである。

### イ 独立当事者間の通常の取引に引き直すことが著しく困難か又は不可能な場合について

一連の取引を組み合わせた複雑な行為により不当な税負担減少結果が生じた場合において、通常あるべき行為若しくは計算を観念できないものであったり、又は通常あるべき行為若しくは計算として、比較の対象とすべき一連の取引を観念し得るものであっても、法人税法132条1項の法的効果として、常に、一連の取引に含まれる個々の取引全てを独立当事者間の通常の取引に引き直した上で課税標準等を計算しなければならないということになれば、その複雑

さから、現実の行為形式とのかい離が余りにも大きくなるなどして、極度に複雑な計算を要することとなったり、合理的な課税標準等の計算が困難ないし不可能になったり、その法人の後続事業年度の納税義務の適正な履行に支障が生じるような不合理が生じたりする場合も想定される。

上記のような場合、独立当事者間の通常取引に引き直して課税標準等の計算ができないからといって、不当な税負担減少結果を放置せざるを得ないとすれば、法人税法132条1項を設けた趣旨が著しく損なわれることとなる。同項は「税務署長の認めるところにより」とのみ規定しているところ、同項の趣旨に鑑みると、全てにおいて独立当事者間の通常取引に全面的に引き直して課税標準等の計算をしなければならないのではなく、そのようなことが著しく困難又は不合理を生じさせる場合には、「法人税の負担を不当に減少させる結果」を排除するために必要な限度で合理的な方法によって課税標準等の計算を行うことにより、法人税の負担を不当に減少させる結果を排除することも許容されるというべきである。すなわち、法人税法132条1項の適用において、「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となる」行為又は計算と、引き直し計算において否認される行為又は計算が異なる場合も認められるというべきである。

ウ 以上のとおり、法人税法132条1項の適用が認められる場合に、不当な税負担減少結果を排除する方法として、独立当事者間の通常取引に全面的に引き直して課税標準等を計算することが著しく困難ないし不可能である場合や、現実の行為形式とのかい離が余りにも大きくなって支障が生じる場合などには、税負担を不当に減少させる結果を排除する上で必要な限度において、合理的と認められる行為又は計算に引き直して計算することも、同項の「税務署長の認めるところ」による計算として許容されていると解される。

## (2) 原告の本件各事業年度における課税標準等の計算

ア 独立当事者間の通常取引に引き直すことが困難な事情があること

複数の行為から成る本件一連の行為全体が経済的合理性を欠くのであるから、本件一連の行為全体につき独立当事者間の通常取引として具体的な取引を想定することはできない。そうすると、本件一連の行為に含まれる各取引全てを引き直す場合には、本件一連の行為全体がなかったものとして課税標準等を計算し直さざるを得ないため、本件においては、原告が設立された事実（本件設立）、原告が本件増資及び本件借入れによる融資を受けた事実、原告がHからD株式を購入したという事実（本件買収）及び原告がDと合併したという事実（本件合併）のいずれの事実もなかったものとして否認し、課税標準等を計算することになる。

この場合、本件一連の行為が存在しないことを前提として厳密に計算を行うとすれば、原告が設立された事実やDが吸収合併された事実を否定した形で課税標準等を計算することともなりかねず、実際に行われた行為形式とのかい離が余りにも大きい結果となり、かつ、本件各事業年度以降において、私法上有効に存在する行為形式を前提として行われる原告の納税義務の適正な履行に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件においては、本件一連の行為に含まれる行為全てについて通常あるべき行為に全面的に引き直すことが困難な事情ないし不合理が生じる事情があるといえる。

イ 本件利息の額の損金の額への算入を否認することに合理性があること

本件一連の行為を容認した場合、本件借入れにより生じる本件利息を損金の額に算入することにより原告の法人税の負担が減少することが法人税法132条1項にいう「不当」と認めら

れるところ、かかる「不当」な税負担減少結果を排除する上では、本件借入れをなかったものとみて本件利息の額を損金の額に算入せずに原告の本件各事業年度の法人税の額を計算することが必要であり、かつ、それで足りるというべきである。すなわち、かかる計算を行うことは、「不当」な税負担減少結果を排除する上で必要な限度において行うものであり、原告が実際に行った本件買収等の私法上の取引の結果生じた法的効果や経済状態には変更を生じさせず、本件一連の行為のうち「不当」な税負担減少結果に結び付く部分を必要な限度で引き直し、税負担を不当に減少させる結果を排除し得るものとして合理的なものというべきである。

したがって、本件各事業年度において原告が納付すべき法人税の額を算定する上では、本件利息の額を損金の額に算入せずに原告の本件各事業年度の法人税の額を計算することを、法人税法132条1項による「税務署長の認めるところ」による課税標準等の計算とすることには合理性があるというべきである。

(原告の主張の要旨)

#### (1) 計算方法に関する一般論

法人税法132条1項の適用に際して正常な行為又は計算への引き直しが要求されるのは、納税者が実際に選択した行為を、純経済人の合理的な行為に置き換えた場合において、前者の行為によれば生じていた法人税の負担の減少が後者の行為によれば生じなくなる時に適用されるものであるからであり、また、引き直し後の純経済人の合理的な行為が想定できない場合には、納税者が実際に選択した行為と引き直し後の純経済人の合理的な行為を比較対照して法人税の負担の減少が生じているか否かを判断することはできないからである。

そして、引き直し後の純経済人の合理的な行為としては、納税者が実際に選択した行為とは別の私法上の法形式を特定して示したうえで、この法形式のとおり引き直す必要がある。およそ租税法は私法上の法形式を前提に課税要件を定めており、租税は私法上の法形式に従って生ずるものであるから、引き直し後の純経済人の合理的な行為が私法上の法形式を特定して示されていなければ、その行為を課税要件に当てはめることができないからである。講学上の租税回避行為の定義は、私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除する行為であると解されているが、ここにいう通常用いられる法形式に対応する課税要件が何かは、やはり引き直し後の純経済人の合理的な行為が私法上の法形式を特定して示されていなければ判断できないのである。

#### (2) 被告の当てはめの誤り

本件借入れによる借入金、原告に入金されており、現実の資金移動がある以上、本件借入れをなかったものとする場合には、当該資金移動について純経済人が選択したであろう法形式に引き直さなければ引き直し計算は完結しない。本件利息は法人税法22条3項2号の費用として損金の額に算入されているが、被告は、これを損金の額に算入しないとする根拠として本件借入れをなかったものとみるとしか述べていない。しかしながら、本件借入れをなかったものとして否認するとしても、実際に資金移動がある以上、この現実に存在する資金移動はいかなる法形式によるものであるのか、それは損金の額に算入される支払利息が生じない有利子負債以外の法形式であるのか、そして、それは純経済人が選択したであろう法形式であるのかを明らかにしなければ、法人税法132条1項の適用要件を満たすことにはならない。

更にいえば、本件利息についても、被告が本件借入を否認した結果として、借入金の利息以外の何に引き直されているのか、被告の主張からは全く不明である。仮に、本件利息の支払を否認するため、無利息貸付けとして引き直して計算するのであれば、同族会社間で無利息貸付けが行われたこととなり、独立当事者間の通常取引とむしろかい離することとなるのは明らかである。被告の主張する引き直し計算は、法人税法132条1項の引き直し計算の要件を満たしておらず違法であるから、本件各更正処分等には同項の解釈適用を誤った違法がある。

以上

## 本件各更正処分等の根拠及び適法性

## 1 平成20年12月期更正処分の根拠

(1) 所得金額(別表2⑥欄) △2262万5793円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 確定申告における所得金額(別表2①欄) △10億7026万4862円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して提出した平成20年12月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 法人税法132条による所得金額の加算額(別表2②欄) 10億4763万9069円

上記金額は、原告が平成20年12月期の法人税の確定申告における所得金額の計算上、本件借入に係る利息として損金の額に算入した本件利息の金額であるが、法人税法132条により損金の額に算入されないことから、原告の所得金額に加算すべき金額である。

(2) 翌期へ繰り越す欠損金(別表2⑩欄) 2262万5793円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して提出した平成20年12月期の法人税の確定申告書に記載された翌期へ繰り越す欠損金額10億7026万4862円(前記(1)ア)から、前記(1)イの金額を控除した金額である。

## 2 平成21年12月期更正処分の根拠

(1) 所得金額(別表2⑥欄) 57億5067万6020円

上記金額は、次のアの金額にイ及びウの金額を加算した金額である。

ア 確定申告における所得金額(別表2①欄) 2億9222万0389円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して提出した平成21年12月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 法人税法132条による所得金額の加算額(別表2②欄) 44億1081万6562円

上記金額は、原告が平成21年12月期の法人税の確定申告における所得金額の計算上、本件借入に係る利息として損金の額に算入した本件利息の金額であるが、法人税法132条により損金の額に算入されないことから、原告の所得金額に加算すべき金額である。

ウ 繰越欠損金の損金算入額の過大額(別表2③欄) 10億4763万9069円

上記金額は、平成20年12月期更正処分に伴って平成20年12月期から平成21年12月期に繰り越す欠損金が減少したことにより、繰越欠損金の損金算入額が過大となったものであり、原告の所得金額に加算すべき金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額(別表2⑦欄) 17億2520万2800円

上記金額は、前記(1)の所得金額(ただし、通則法〔平成22年法律第6号による改正前のもの。特に断らない限り以下同じ。〕118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に、法人税法66条(平成22年法律第6号による改正前のもの。)に規定する税率(100分の30)を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税額等(別表2⑧欄) 2479万8217円

上記金額は、法人税法68条(平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。)の規定により、原告の平成21年12月期の法人税額から控除される所得税等の金額である。

(4) 納付すべき法人税額 (別表 2⑨欄) 17億0040万4500円

上記金額は、前記(2)の金額から前記(3)の金額を差し引いた金額(通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

### 3 平成22年12月期更正処分の根拠

(1) 所得金額 (別表 2⑥欄) 53億5991万3714円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウ及びエの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 (別表 2①欄) 18億8020万7363円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して提出した原告の平成22年12月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 法人税法132条による所得金額の加算額 (別表 2②欄) 39億0648万3229円

上記金額は、原告が平成22年12月期の法人税の確定申告における所得金額の計算上、本件借入に係る利息として損金の額に算入した本件利息の金額であるが、法人税法132条により損金の額に算入されないことから、原告の所得金額に加算すべき金額である。

ウ 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度超過額の過大額 (別表 2④欄)

800万4478円

上記金額は、原告が平成22年12月期の法人税の確定申告における所得金額の計算上法人税法52条2項(平成22年法律第6号による改正前のもの。)に規定する貸倒引当金の繰入限度額を超過した額として所得金額に加算した額が、繰入限度額の算定を誤っていたことにより過大となっていたものであり、原告の所得金額から減算すべき金額である。

エ 損金の額に算入される事業税等の額 (別表 2⑤欄) 4億1877万2400円

上記金額は、平成21年12月期更正処分により増加した所得金額に対応する事業税及び地方法人特別税に相当する額として損金の額に算入されることから、原告の所得金額から減算すべき額である。

(2) 所得金額に対する法人税額 (別表 2⑦欄) 16億0797万3900円

上記金額は、前記(1)の所得金額に、法人税法66条に規定する税率(100分の30)を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税額等 (別表 2⑧欄) 1129万8608円

上記金額は、法人税法68条の規定により、原告の平成22年12月期の法人税額から控除される所得税等の金額である。

(4) 納付すべき法人税額 (別表 2⑨欄) 15億9667万5200円

上記金額は、前記(2)の金額から前記(3)の金額を差し引いた金額である。

### 4 平成23年12月期更正処分の根拠

(1) 所得金額 (別表 4④欄) 48億3059万0635円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 (別表 4①欄) 9億2411万4407円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して提出した平成23年12月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 法人税法132条による所得金額の加算額 (別表 4②欄) 39億0648万3228円

上記金額は、原告が平成23年12月期の法人税の確定申告における所得金額の計算上、本件借入に係る利息として損金の額に算入した本件利息の金額であるが、法人税法132条に

より損金の額に算入されないことから、原告の所得金額に加算すべき金額である。

ウ 役員賞与の損金不算入額の過大額（別表4③欄） 7000円

上記金額は、原告が平成23年12月期の法人税の確定申告において、損金の額に算入されない役員賞与として所得金額に加算すべき額を誤って記載したことにより、所得金額が過大となったものであり、原告の所得金額から減算すべき金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額（別表4⑤欄） 14億4917万7000円

上記金額は、前記(1)の所得金額に、法人税法66条1項（平成23年法律第82号による改正前のもの。）に規定する税率（100分の30）を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税額等（別表4⑥欄） 2419万2002円

上記金額は、法人税法68条（平成23年法律第114号による改正前のもの。）の規定により、原告の平成23年12月期の法人税額から控除される所得税等の金額である。

(4) 納付すべき法人税額（別表4⑦欄） 14億2498万4900円

上記金額は、前記(2)の金額から前記(3)の金額を差し引いた金額である。

## 5 平成24年12月期更正処分の根拠

(1) 所得金額（別表6⑤欄） 46億6615万2157円

上記金額は、次のアの金額にイないしエの金額を加算した金額である。

ア 確定申告における所得金額（別表6①欄） 4億3408万2724円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して提出した平成24年12月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額と同額である。

イ 法人税法132条による所得金額の加算額（別表6②欄） 38億1329万7033円

上記金額は、原告が平成24年12月期の法人税の確定申告における所得金額の計算上、本件借入に係る利息として損金の額に算入した本件利息の金額であるが、法人税法132条により損金の額に算入されないことから、原告の所得金額に加算すべき金額である。

ウ 事業税相当額の損金算入過大額（別表6③欄） 4億0401万6900円

上記金額は、原告が平成21年12月期更正処分に伴う増加所得金額に対応する事業税額として納付し、仮払金として経理処理した後、平成24年12月期の法人税の確定申告において所得金額から減算した金額であるが、平成22年12月期更正処分において当該事業税額に相当する金額4億1877万2400円が既に損金の額に算入されているため、二重に損金の額に算入されていたことから、原告の所得金額に加算すべき金額である。

エ 事業税相当額の益金算入額（別表6④欄） 1475万5500円

上記金額は、平成22年12月期更正処分において損金の額に算入されていた平成21年12月期更正処分に伴う増加所得金額に対応する事業税額に相当する金額4億1877万2400円と、原告が平成24年12月期において納付した事業税の金額（上記ウで述べた、原告が平成21年12月期更正処分に伴う増加所得金額に対応する事業税額として納付した金額）との差額であり、平成24年12月期の益金の額に算入されることから、原告の所得金額に加算すべき金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額（別表6⑥欄） 13億9984万5600円

上記金額は、前記(1)の所得金額に、法人税法66条1項（平成23年法律第82号による改正前のもの。）に規定する税率（100分の30）を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税額等（別表6⑦欄） 24万0695円

上記金額は、法人税法68条（平成23年法律第114号による改正前のもの。）の規定により、原告の平成24年12月期の法人税額から控除される所得税等の金額であり、原告が処分行政庁に対して提出した平成24年12月期の法人税の確定申告書に記載された所得税等の額と同額である。

(4) 納付すべき法人税額（別表6⑧欄） 13億9960万4900円

上記金額は、前記（2）の金額から前記（3）の金額を差し引いた金額である。

6 平成21年12月期賦課決定処分の根拠 2億4124万6500円

平成21年12月期の法人税につき、原告に対して課されるべき過少申告加算税の額は、平成21年12月期更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額16億3753万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に通則法65条1項の規定に基づく100分の10の割合を乗じて算出した金額1億6375万3000円に、通則法65条2項の規定に基づき、平成21年12月期更正処分により新たに納付すべきこととなった税額16億3753万6800円のうち、同条3項に規定する期限内申告税額に相当する金額8766万5917円と50万円とのいずれか多い金額である8766万5917円を超える部分の額15億4987万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に100分の5の割合を乗じて算出した金額7749万3500円を加算した金額である。

7 平成22年12月期賦課決定処分の根拠 1億2838万3000円

平成22年12月期の法人税につき、原告に対して課されるべき過少申告加算税の額は、平成22年12月期更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額10億4391万円に通則法65条1項の規定に基づく100分の10の割合を乗じて算出した金額1億0439万1000円に、通則法65条2項の規定に基づき、平成22年12月期更正処分により新たに納付すべきこととなった税額10億4391万1800円のうち、同条3項に規定する期限内申告税額に相当する金額5億6406万2008円と50万円とのいずれか多い金額である5億6406万2008円を超える部分の額4億7984万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額2399万2000円を加算した金額である。

8 平成23年12月期賦課決定処分の根拠

平成23年12月期の法人税につき、原告に対して課されるべき過少申告加算税の額は、平成23年12月期更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額11億7194万円に通則法65条1項の規定に基づく100分の10の割合を乗じて算出した金額1億1719万4000円に、同条2項の規定に基づき、平成23年12月期更正処分により新たに納付すべきこととなった税額11億7194万2800円のうち、同条3項に規定する期限内申告税額に相当する金額2億7723万4102円と50万円とのいずれか多い金額である2億7723万4102円を超える部分の額8億9470万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額4473万5000円を加算した金額である1億6192万9000円となる。

9 平成24年12月期賦課決定処分の根拠

平成24年12月期の法人税につき、原告に対して課されるべき過少申告加算税の額は、平成24年12月期更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額12億6962万円に通則法65条1項の規定に基づく100分の10の割合を乗じて算出した金額1億2696万2000円に、同条2項の規定に基づき、平成24年12月期更正処分により新たに納付すべきこととなっ

た税額12億6962万1000円のうち、同条3項に規定する期限内申告税額に相当する金額1億3022万4595円と50万円とのいずれか多い金額である1億3022万4595円を超える部分の額11億3939万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額5696万9500円を加算した金額である1億8393万1500円となる。

以上

## 本件各事業年度の課税処分等の経緯

## 1 平成20年12月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告 加算税
確定申告	平成21年3月31日	△ 1,070,264,862	—	—
更正等	平成24年3月27日	△ 22,625,793	—	—
審査請求	平成24年5月22日	△ 1,070,264,862	—	—
裁決	平成27年2月2日	棄却		

※△を付した金額は欠損金額を意味する。

## 2 平成21年12月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告 加算税
確定申告	平成22年3月31日	292,220,389	62,867,700	—
更正等	平成24年3月27日	5,750,676,020	1,700,404,500	241,246,500
審査請求	平成24年5月22日	292,220,389	62,867,700	0
裁決	平成27年2月2日	棄却		

## 3 平成22年12月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告 加算税
確定申告	平成23年3月31日	1,880,207,363	552,763,400	—
更正等	平成24年3月27日	5,359,913,714	1,596,675,200	128,383,000
審査請求	平成24年5月22日	1,880,207,363	552,763,400	0
裁決	平成27年2月2日	棄却		

## 本件各更正処分の根拠

(単位:円)

項目名		No.	平成20年 12月期	平成21年 12月期	平成22年 12月期	
1 所得金額	申告所得金額	①	△ 1,070,264,862	292,220,389	1,880,207,363	
	加算 金額	法人税法132条による 所得金額の増加額	②	1,047,639,069	4,410,816,562	3,906,483,229
		繰越欠損金の損金算入 額の過大額	③	-	1,047,639,069	-
	減算 金額	一括評価金銭債権に係 る貸倒引当金の繰入限 度超過額の過大額	④	-	-	8,004,478
		損金の額に算入される事 業税等の額	⑤	-	-	418,772,400
	所得金額(①+②+③-④-⑤)		⑥	△ 22,625,793	5,750,676,020	5,359,913,714
所得金額に対する法人税額		⑦	0	1,725,202,800	1,607,973,900	
法人税額から控除される所得税額等		⑧	0	24,798,217	11,298,608	
納付すべき法人税額(⑦-⑧)		⑨	0	1,700,404,500	1,596,675,200	
翌期へ繰り越す欠損金		⑩	22,625,793	-	-	

※⑨の金額は通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。

※△を付した金額は欠損金額を意味する。

## 平成23年12月期の法人税の課税処分等の経緯

(単位:円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告 加算税
確定申告	平成24年3月30日	924,114,407	253,042,100	—
更正等	平成29年2月24日	4,830,597,635	1,424,987,000	161,929,500
審査請求	平成29年4月13日	924,114,407	253,042,100	—
減額更正等	平成30年1月29日	4,830,590,635	1,424,984,900	161,929,000

## 平成23年12月期更正処分の根拠

(単位：円)

項目名		No.	平成23年12月期
所得金額	申告所得金額	①	924,114,407
	加算金額 法132条による所得金額の増加額	②	3,906,483,228
	減算金額 役員賞与の損金不算入額の過大額	③	7,000
	所得金額 (①+②-③)	④	4,830,590,635
所得金額に対する法人税額		⑤	1,449,177,000
法人税額から控除される所得税額等		⑥	24,192,002
納付すべき法人税額 (⑤-⑥)		⑦	1,424,984,900

※⑦の金額は国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。

## 平成24年12月期の法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告 加算税
確定申告	平成25年3月29日	434,082,724	129,983,900	—
更正等	平成30年2月27日	4,666,152,157	1,399,604,900	183,931,500
審査請求	平成30年4月17日	434,082,724	129,983,900	—

## 平成24年12月期更正処分の根拠

(単位：円)

項目名		No.	金額	
所得金額	申告所得金額	①	434,082,724	
	加算金額	法132条による所得金額の増加額	②	3,813,297,033
		事業税相当額の損金算入過大額	③	404,016,900
		事業税相当額の益金算入額	④	14,755,500
	所得金額 (①+②+③+④)	⑤	4,666,152,157	
所得金額に対する法人税額		⑥	1,399,845,600	
法人税額から控除される所得税額等		⑦	240,695	
納付すべき法人税額 (⑥-⑦)		⑧	1,399,604,900	

※⑧の金額は国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。